

第百二十三回 参議院農林水産委員会會議録第四号

平成四年三月二十七日(金曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十七日

辞任

大塚清次郎君

補欠選任

下稲葉耕吉君

出席者は左のとおり。

委員長 永田 良雄君

理事

鎌田 要人君

北 修二君

菅野 久光君

三上 隆雄君

井上 哲夫君

委員

青木 幹雄君

下稲葉耕吉君

鈴木 省吾君

鈴木 貞敏君

高木 正明君

初村滝一郎君

星野 朋市君

一井 淳治君

大淵 綱子君

谷本 颯君

村沢 牧君

猪熊 重二君

刈田 貞子君

林 紀子君

喜屋武眞榮君

村沢 牧君

菅野 久光君

谷本 颯君

国務大臣

農林水産大臣 田名部匡省君

政府委員

農林水産大臣官房長 馬場久萬男君

農林水産省農蚕園芸局長 上野 博史君

農林水産省畜産局長 赤保谷明正君

林野庁長官 小澤 普照君

林野庁次長 赤木 壯君

事務局側

常任委員会専門員 片岡 光君

説明員

環境庁自然保護局計画課自然環境調査室長 高橋 進君

参考人

日本中央競馬会理事長 渡邊 五郎君

本日(の)會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○青年農業者就業援助法案(村沢牧君外三名発議)

○委員長(永田良雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

まず、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

本日(の)審査のため、参考人として日本中央競馬会理事長渡邊五郎君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(永田良雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(永田良雄君) 松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案、森林組合合併助成法の一部を改正する法律案、以上両案を便宜一括して議題といたします。

両案につきましては既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○谷本颯君 まず初めに、松くい虫法案の問題について伺いたいと思ひます。

政府は、この原因についてマツノザイセンチュウが原因であるとして、その運び屋であるマダラカミキリをなくすために特別防除いわゆる農薬空散を続けてこられました。特別防除法の制定の五十二年当時、政府は五年以内に被災率を一%以内におさめたいというお話でありましたが、結果として被害は減るどころか逆にふえるというような状況になつて今日に至つております。

その間市民団体や学者、研究者などの間から多くの問題点が指摘されてまいりました。一つは農薬空散の効果に対する疑問であります。また同時に、松枯れ原因につきましても、大気汚染であるとかあるいは松林の管理のあり方が変わったといったこと等々が複雑に絡み合つて起つてきているのではないかと。したがって、農薬空散だけでは防ぐことができないのではないかと。いったような指摘等もあつたわけであります。

実態的に見てみますと、例えば瀬戸内の松枯れ状況を見ても、コンピナート周辺から枯れ始めており、そして漸次それが外延的に拡大するといふような状況をたどつております。

そういう状況を見てみますと、大気汚染が有力な原因の一つであつたのではないかと。ふうに見ることができず、またさらに、松林の管理の問題で見てみますと、外材の輸入がふえるに従つて松の経済性が低下し、そして管理が手抜きになつていく。そういう状況の中で松の生命力が低下をしてきたといふような状況が見られます。実態的に見てみても、現に大気汚染が少ないところや松の管理が行き届いたところでは被害が少なく、といったような状況であります。

そういう状況の中で、政府としては松枯れ原因をどう見ておられるのか、初めに長官にその点をお尋ねしたいと思います。

○政府委員(小澤普照君) お答えを申し上げます。

ただいま先生が御指摘いろいろございましたけれども、私どもの方も、この松くい虫の被害の問題につきましてもいろいろ研究等も重ねてまいりましたところがございます。今日問題になつておりますいわゆる被害型の松の枯損でございますけれども、当時の国立林業試験場、現在は森林総合研究所に改組しておりますが、ここで研究をしてもらひまして、その結果、マツノマダラカミキリが媒介するマツノザイセンチュウによるものであるということが明らかにされたところでございます。

このようなマツノザイセンチュウによりまして枯死の症状は、外見から見ましても、大気汚染等によりまして枯死とかあるいは葉・新梢部の変色の現象とは状況も異なるものだというところでございます。

しかしながら、今、先生がおっしゃいましたけれども、私どもとしても、松の枯損につきまして、手入れ不足によりまして松の不健全化といふものとか、あるいは酸性雨等によりまして環境の悪化、こういうことが要因である、あるいは誘因と

なつて生ずる場合もあり得るというようにも思つておりました、この影響につきましても追跡してまいりたい。そしてまた、松林を含めました森林全体の手入れ不足などの問題に対応してまいりたいと考えておりました、松林の保全対策につきましても総合的な角度から取り組んでまいりたいと思つておりましたのでございます。

○谷本議員 長官、最近、松だけではなくて、杉やヒノキについても松と似たような虫害の状況が見られるというような声を聞くことが多くなつてきました。この点は、松の場合と違つて手入れがされているから大ごとにならずに済んでいてというような話も伺うことが多いわけでありまして、そうしますと、この種の原因の基本的には、公害の問題とともに、今も長官が言われましたが、手入れをどれだけするかということがやはり大きな対策になつてくるのではないかと。つまり、手入れを可能とするような条件整備ということがもう一つの問題ではないのかといつたような問題があるような気がするわけでありまして。

そうして見てみますと、こうした木材の虫害問題というのは、言うなれば林政全体の中で位置づけながらとらえていかなきゃならぬという性格を持つような気がいたします。また、杉やヒノキの問題についての調査、それからまた、対策についての研究などを検討されておられるかどうか、その点について伺いたいと思ひます。

○政府委員(小澤善昭君) 松以外の病虫害問題、これはやはりございまして。虫害というようにことで申し上げますと、杉でございましてスギカミキリとか、あるいはスギザイノタマバエというようにものもございまして、そのほか私も把握してるところではマイマイガによりまして虫害でございまして、スギハダニというようにものとか、常にいろいろな病虫害の危険に森林というものはさらされているとも言えるわけでございます。

したがって、これらの虫害等によりまして他の樹種についての被害につきましても、私どもも常にその状況把握を怠りなくやつてまいりたいと思ひます。

思つておりますし、幸いにして最近松くい虫のような激害型のものはないという判断はしております。しかし、常にそういう被害も存在することもあるわけですから、これらに対しまして研究も怠りなくやらせていただきたいと思います。それから、それからこういう害虫の行動様式等いろいろ異なるわけですから、森林の手入れ、例えば間伐の促進などによつてかなり効果があるというところもあるわけですから、これらの点につきましても常には私も、原因の分析説明等を含めまして、森林全体の健全化を行うための手入れその他をしっかりとやつてまいりたいと思ひます。

○谷本議員 その点を篤とお願ひを申し上げます、続いて、大臣に伺いたいと思ひます。本法案と新年度の予算案を見てみますと、今までも連つた幾つかの重要な変化が見られます。

例えば、特別防除につきましては、重点的、限定的に実施していくという方向が示されてきたというふうな変化がその一つであります。また同時に、松枯れ関連の予算案を見ても、これと、例えば特別防除について見ますと、これまで関係予算の二分の一以上を占めてグントツ算では二分の一以下に抑制されるというふうな状況が出ており、さらにはまた、樹種転換について見てみますと、大幅増額で関連予算の中でトップになる、こういうような新たな変化が見られます。こうした変化は、私どもの党がこれまで要請してきた線に沿つた大きな変化だと私もはたと感じております。

そこで、大臣に伺いたいのでありますが、この法案の延長は今度三回目ということになります。ここで延長しますと合計二十年ということになるわけでありまして、まあ言つてみるならばこれが最後かなという印象は私は深めておるところであります。今回の延長でおおむね終息という方向に向かうことができるのかどうか、

その辺のことについての大臣の決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(田名部匡省君) 松くい虫の被害については、これまで大変努力をいたしてまいりました。しかし、何分にも広範囲でして、どうも庭木を守るためにはいかぬというふうな状況に立たされはあります。

しかしながら、ピーク時に比べますと四割程度まで減少しておりますけれども、しかし、この種のものにはもう完全に撲滅いたしませんとまたふえてくるということがありますので、今、先生お話しのように、保全すべき松林を重点的にやるということがございます。

効果的な防除を徹底するという意味で、今お話にありましたようなことも考えております。また、樹種の転換、どうしてもこれに弱い木は何となくやつぱりこの際植えかえていかなきゃならぬということも考えておるわけでありまして、いづれにしてもこういうことをやりながら終息に向けて、もう最後だと思つて一生懸命取り組みたい、こう考えておりますので、全力を挙げてひとつこれをやってみますので、よろしくお願いしたい、こう思ひます。

○谷本議員 そうしますと、大臣、今度のあと五年間の間におおむね終息は可能だというふうにお考えになつておられるということですね。

○国務大臣(田名部匡省君) 常に終息に向けておるわけでありまして、今度は本場に終息に向けてやろう、こういうことでもあります。

○谷本議員 その点は大臣に篤とお願ひをしておきます。

続いて、長官に伺いたいと思ひます。

農業空散による生態系と人体被害の問題であります。当委員会は、昭和六十二年の延長の際の附帯決議の中で、「薬剤の飛散等生活環境及び自然環境に及ぼす影響について引き続き必要な調査・検討を行うこと」ということを述べております。この五年間も多くの市民団体の皆さんからは農業空散後の松林で調べてみたところ、マツノマダラ

カミキリがほとんどいないというようなレポートが出されたり、森にすむ昆虫の被害だらけだといったような点等が指摘される中で、農業空散なるものが生態系を破壊しておるといったような現状等についての指摘が続いてまいりました。

またさらに、農業空散の周辺住民の健康被害の問題についても多くの指摘が行われております。例えば、子供のアレルギー・鼻炎がひどくなつたとか、アトピーの子供の症状がひどくなつたとか、さらにはまた、頭痛、目がちかちかするとか、気分が悪くなる、腹痛、下痢等々、要するにまいた農業の特有の症状等が見られるという指摘等々が續いてきておるのであります。

そこで、伺いたいと思ひますのは、こうした空散による生態系、人体被害などの問題について調査を行つてきておられるのかどうか。中身まで触れますという時間が多くかかりますから、ひとつ簡潔に御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(小澤善昭君) 特別防除によりまして生活環境なりあるいは自然環境に対する影響につきましては、私も調査を実施しております。これは昭和五十二年以降継続して行つてございまして、調査のテーマは特別防除の自然環境等への影響調査という形で実施をしていただいております。

若干事例を申し上げたいわけではございますが、この調査の中で、例えば河川水におきまして薬剤の残留、これなどを調査しましたところ、散布後経時的に減少し、速やかに検出限界未満または微量値となつていくというようにも判明しております。今までのところ生活環境等に大きな影響があつたという調査結果までは出ておりませんが、いづれにいたしましても調査につきましては今後とも引き続き実施してまいりたいと思ひます。

○谷本議員 そこで、大臣に伺いたいのです。島根県の行政監察事務所が平成三年の五月の十日に公表された文書を見ますと、この空散に関するいろいろな問題が指摘されてお

す。例えば、市町村の実施計画の策定問題について、地区協議会の開催をきちつと行つて幅広く意見を聞くというような状態になつていなかったといつたような指摘もその一つであります。またさらに、地区実施計画の変更後の公表がされていなかったという例があることも指摘されております。さらにはまた、学校周辺での農薬散布については、距離のとり方に問題があつたといつたような指摘があり、さらにはまた、定期バスとか鉄道などに対してあらかじめその時間帯における窓閉めの要請がなされていなかったといつたような指摘等々がそれでありま。

昭和六十三年の本法案の延長の際の附帯決議を説いてみますと、次のように述べております。「特別防除の計画・実施に当たつては、関係地域住民の意見を十分尊重し、事前の周知徹底に努め、」云々、そしてさらに言葉を続けて、「被害が発生した場合には直ちに特別防除を中止し、原因の究明及び円滑な損害補償を行うこと。」といつたように述べておるのであります。

そこで、大臣に伺いたいと存じますのは、附帯決議の趣旨が十分生かされて特別防除が行われていたとするならばこうしたような状況というのは起こらなかったのではないのかというふうに私は考えます。また、こうした行政監察事務所の指摘にあるようなことをなくするために、今後の指導について十分徹底を期していただきたいと思うが、いかがでありますでしょうか。

○国務大臣(田名部臣省君) 島根県の行政監察では改善を図るべきだという御指摘があつたことは聞いております。今後このような問題が生じないよう、改正法の施行に当たつては、特別防除を実施する場合の環境保全への配慮などを定めた基本方針の趣旨が都府県を初め地域の特別防除の実施者の段階までより一層徹底するように指導してまいりたい、十分この件に関しては皆さんの意見を伺つてその上で実施をしたい、こう思つております。

○谷本議員 これまで私も、林野庁のお話を伺

つていますという、当該地域の住民の皆さん等々の反対があれば特別防除はやりませんといつたようなお話を聞いているのであります。これは大変結構なことではないかと思ひます。思ひますが、本法案の農薬空散の仕組みについて見てみますと、どうも私も私としては納得のいかな

い点があるのではないかと。といいますのは、高度公益機能を有する松林については、国または県が代執行ないし直接防除を行うことができるということになつており、さらに山林所有者は正当な理由なくして拒否をすることができないといつたこと等が述べられております。この点につきましては、林野庁の御説明を伺つてまいりますという、急速な松枯れ拡散を防止するためにはこうした措置が必要であるとか、あるいはまた、所有者が零細であつて、したがつて費用負担の問題との絡み等々もありましてい

うような説明を聞いてまいりました。聞いてまいりましたけれども、多くの市民団体から農薬空散効果についての疑問が出されておられ、さらにはまた、先ほども申し上げましたように、人体被害や生態系破壊の問題等々が指摘されている中でのこととありますから、所有権制限の特権的なものを持つて行うあり方ということについてはどうして

も私自身としては疑問を禁じ得ないのであります。そこで、長官に提起をさせていただきたい点がござい

ます。といいますのは、特別防除が効果があるというのなら、やはり説得力のある実証をしていくべきではないか。そのための調査研究というのにも必要であります。必要であります。同時に、市民団体との話し合い、できるならばこうした調査についても市民団体と共同的な調査などをやりながら議論もしていくといつたようなことがあつてしかるべきではないのかと思ひます。

ともかくも皆さんが出してこられたデータと市民団体が出してきているデータの間に相当の距離があるんです。この点は空散による環境への影響調査の問題についても同じであります。でありますから、多くの市民団体から当局が示しておる影響調査について原データの公表ができないかといつたような要求も出ておるわけであります。思ひますが、あるいはまた、市民団体の健康被害調査の問題についてもやはり率直に耳を傾けて議論をしていく。こうした議論もこれまで林野庁としては一定の努力をしてきておることは私も知つておりますが、そうしたことにさらに力を入れると同時に、何らかの形の共同的な調査というのを検討していただくことができないのかということなのであります。

申し上げるまでもなく、法律の制定者には、立法目的とその達成手段の合理性なるものを示していく義務があります。まして農薬空散につきましても、今申し上げましたように、国と県に言ふなれば強制権を与えておるのでありますからなおのことだと言つてよいのであります。つまり、防除効果や安全性の確保などについて当局自身に実証責任があるものでありますから、篤とその点についてはお願いを申し上げます。

○政府委員(小澤普照君) 私どもは、被害型の松くい虫被害につきまして何とか終息段階へ持つていきたいといふことで努力をいたしておるわけでござい

ますけれども、防除の効果等につきましても十分に調査をしてまいりたいと考えております。具体的には、特別防除実施都府県におきまして、毎年度ごとに特別防除を開始した箇所に定点を設定して、いわゆる定点調査でござい

ますが、今後は、特別防除を実施する地方自治体等は地域の住民の方々と対応の窓口を設けて、こ

でその周知徹底を図り、危被害でござい

ますが、これらの発生状況の把握に一層努めながら効果的な防除を実施してまいりたいと考えております。

○谷本議員 市民団体との接触についてはさらに積極的にやつていただきたいということも今申し上げたところであります。その点いかがでしようか。

○政府委員(小澤普照君) 地域の方々に十分な御理解をいただくということは大変重要なことでもござい

つてもらうとか理解をしてもらうとか、あるいは国民的な運動といいますが、そういうものがないと、これを徹底的に撲滅するといつても結局は残るところがあるということになるとなかなか難しい面も出てくる。そういうことで、樹種の転換とかなんとかというのを考えて、本当にどこまでやれるかという、私も気持ちでは徹底的にやりたいと思うんですが、実施段階になりますと、今お話しのように、やっぱり学校とか病院とか住宅とかというものに影響のあるところは避ける。そうするとあとは手でやらなきゃならぬ。河川の上流でも問題があると言えれば奥地でもできないということになりますし、そうすると残るといふ問題が出てまいります。

その辺が非常に難しい作業をやるわけですが、しかし、何といつても、やっぱり今お話しした地域住民等の関係者の意見を尊重するということでは進めてまいらなければならぬ。したがって、被害対策の連絡協議の場であります推進連絡協議会等を通じて、また、この特別防除に関する対応窓口の設置などによって一層的確に地域住民の意向を把握して、その理解と協力を得てこの事業を実施していくという考えであります。したがって、地域住民の皆さんのいかに協力を得るかということが大事なことで、こう思っております。

○谷本議員 それで、長官、今、大臣から地域住民の意向を尊重してやっていくという話があり、推進協議会の話が出てまいりました。この推進協議会の中には地域住民の意向を反映できるような構成員ですね、そういう構成の仕方をするかというその構成員の問題ですね、そこが一つは大事だと考えますし、それからまた、協議会の開催を活性化していくといったようなことが必要不可欠になってまいります。この点については、単に国会での答弁ということだけではなしに通達等々で明らかにしていく、そして周知徹底を図っていくということをしていただきたいと思いますか。

○政府委員(小澤普照君) 広く御意見を聞くという仕組みが必要であるというようにまず基本的には考えるわけでございますので、この推進連絡協議会の構成メンバーにつきましても、直接広く御意見をお聞きするということからメンバーを選定するようにという指導をしているところでございます。

なお、今後さらに特別防除に關します対応窓口の設置につきましても、これを確実に実施するために私としては通達をもつてきちつとこういうものの推進方を指導するようにしてまいりたいと考えております。

○谷本議員 次に、樹種転換などの問題について伺いたいと思っております。

農業空散などに対して今度出てきておるのは、天敵利用の問題であるとか抵抗松への転換の問題とか、そして樹種転換、そして樹幹注入といったような問題等々があるわけでありまして、こうした点は環境保全にかなう手法でありますから、こうした点を積極的に伸ばしていくというひとつ努力を強くお願いしておきたいと思っております。

それからまた、その問題と同時にもう一つ大きいのは樹種転換の問題であります。

樹種転換の問題は、特別防除の場合と違って強制力があります。しかも、松の所有者で見てみますと、人手がない。さらにまた、林業に対する意欲も失われていく例が多い。つまり、やる気がないといえます。したがって、この樹種転換を進めていくにはやる気を起こすことができるような助成等々の措置が必要なのではないかというふうに思っています。どんな助成等々の措置を考えておられるのか、その点について伺いたいと思っております。

○政府委員(小澤普照君) 松くい虫の被害対策は総合的に進める必要がございますので、先生の今御指摘もございましたように、樹種転換その他の方法も積極的に取り入れたいと考えているところでございますけれども、この実効を確保するためには、担い手の問題初め確かに状況は厳しいものがございまして、これを打開するといえますか。推進するために、まず平成四年度の予算案でございまして、樹種転換につきましても、一般の造林事業より国庫補助率の高い松林保護樹林帯緊急造成事業、これを創設させていただくということにいたしました。松の生立木の除去を図ります。感染源除去事業、これは予算内容を強化させていただきたい、こういうことも考えております。

それからさらに、樹種転換を推進するために、都府県が伐採、更新、あるいは松材の利用に関する計画の策定でございまして、それからこの森林の所有者でありますけれども、それから、さらにまた、森林組合、流通加工業者等に対する働きかけや指導等を行いますために樹種転換推進事業を新たに実施することとしておりますけれども、実際に担い手不足の中でこういう樹種転換というふうな仕事を進めていきますためには、やはり森林組合のような事業体が強化充実されまして、こういうことを担っていただくということも大切でございまして、今回御審議をいただきまして森林組合の合併助成というふうなことも推進させていただきたいと考えているところでございまして。

○谷本議員 私、特に伺いたかったのは、補助の内訳はどんなふうになっているのか、そしてまた、所有者の負担というのが何割ぐらいになるのか、そこはどうなんでしょうか。

○政府委員(小澤普照君) 先ほど国庫補助率の高いい事業を創設させていただくというふうに申し上げましたけれども、若干補助率につきましても申し上げますと、通常の造林の補助率といえますと、基本的には国が十分の三、県が十分の一で、十分の四を基本にいたしまして、これに係数をいろいろな態様によつて掛けておるということでございますが、今般創設いたしますものは、国が二分の一、それから県が十分の二を補助するという形になりますから、従前のものに比べましてかなり高補助率になるというふうにも考えておりますが、

このような事業、あるいは先ほども申し上げましたその他の事業を組み合わせながら実施してまいりたいというところでございます。

○谷本議員 当事者が三割負担ということですね。所有者の方が三割負担ということですね。そういうことですね。

○政府委員(小澤普照君) そのとおりでございます。それを基本にいたしたいということでございます。

○谷本議員 果たして三割負担ということであるのかどうなのか、その辺のところは自信がありますか。

○政府委員(小澤普照君) この樹種転換といいますが、したがいましてそれを転換してどういう木を植えていくかというふうなこともかわるわけでございますけれども、その土壌条件とか気象条件も勘案しまして樹種の選択もしなければなりません。

もともと松が生えているところというのはどちらかといえますと土壌条件は余りよくないところが確かに多いわけではございませんけれども、しかしながら、森林としての機能を維持していただく、あるいはでき得ればある程度利用できる樹種というふうなことも考えながらやってまいりたいと思っております。補助率は今申し上げましたように結局合計で十分の七になるわけでございますけれども、これを基本とさせていただくことによつて、従前よりも高いものでございまして、これでまずやってみたいというふうに思っております。ところでございまして、これがさらに効果を上げるようにいたしますために、また各種の支援というふうなこと、あるいは地域の活性化も含めて考えなければいけません。総合的な実施を図りたいというところでございます。

○谷本議員 時間がだんだんなくなつてきておりますので、伐倒駆除命令に関連したことについて伺いたいと思つておるのですが、後ほどこれは時間があつたら伺うことにいたします。

○政府委員（小澤普照君） 先生の御指摘、私もよく理解できるわけでございます。したがいました、森林組合の合併をこれからさらに進めていくわけでございますけれども、私ども、森林組合の状況を見ますと、以前に比べてまして大分合併も進んではまいりましたが、まだ全国に千六百余ございます、規模も非常に小さいというようなところが多いわけでございます、これでは活発な

私もがこれまでのいろいろ調べてみた例で言いますと、農協が合併して大型化してくれば大型化してくるほど農家や林家との接触の部分をより多くしていったやつがうまくいくんです。例えば農業で言いますという、営農センターとか生活指導センター、そういうものをそれぞれの地域的な条件に応じながら配置しながら、より農家、林家との接触の部分に力を入れて合併をしていったところは見事に活性化しているという例が多いわけでございます。でありますから、この種のの問題についてはややもすると行政の側もシェアを高めめることだけに関心が集中するという嫌いがある

さらにはまた、人手の確保問題については、いわゆるオペレーターの確保の問題とともに、人手全体の確保の問題としましては、何といっても労働条件の改善、それからまた、社会保障の充実と

能機械の導入とオペレーターの養成をしていきたい。これは担い手の確保といっても、ただ体を使っているだけでは若い人たちは喜んで働いてくれるとは思えないんですね。特に若い人たちは機械が好きでありますから、そういうことで養成をしていきたい。機械のおくれば、急傾斜地が多くて今まで余りそういうものを研究しなかったものでありますけれども、今導入して逐次これをふやして

いきたいということが第二点。

第三点は、森林組合等の林業の事業体をつくって、体質を強化する。そのことによって、就労条件の改善を通じて担い手を確保していきたい。まあ、雨降りには休んでいるというんでなくてどこかで作業している、通年何かこうやっていけるという、そしてもう他産業並みの待遇を考えながらやっていかなければ、なかなか担い手を集めると言っても難しいと思いますので、そういう点に力を入れてやっていきたい。

第四点として、流通、加工の合理化による国産材の産地形成を図る。各般にわたって施策を総合的に推進していきたい、こう考えております。

○谷本 森君　そこで、大臣でなけりやお答えいただけない問題がありますので、それとあわせてお願いを申し上げたいと存じます。

先ほど申し上げましたように、森林法の改正で、地域から計画を積み上げてきて、そして全国の整備計画を立てるということになりましたね。この整備計画は、従来とは違って閣議で決定するということになりましたね。閣議で決定をするということは、この実施については政府全体が責任を持つということになったと言つてよろしいと思うんです。

とりわけ担い手の確保問題ということになってきますと、労働条件の改善とか、先ほど申し上げました社会保障の充実等々の問題で、他の省庁にまたがる問題が出てきますね。しかも、これらの問題というのは、林野庁の努力だけでは限界があるわけですから、そうしますと、閣議で決定事項にしたという点をどう実施面で有効に生かしていくかということが大事になってくる。労働省との話し合い、厚生省との話し合いといったような問題等々になってきますという、やっぱり事務局もさることながら、大臣が思い切つてひとりで動いていくということが大事であると思ひます。

その点について、大臣にこの際あわせてお願いをしておきたいと思うのですが、いかがで

しょうか。

○政府委員(小澤普照君)　森林整備事業計画は、平成四年度を初年度といたしまして、三兆九千億円の規模で閣議決定を今後させていたということと、今で作業を進めているところでございまして、けれども、このような投資目標ができたというところが今後の森林の整備に大きな推進力になるというのを考えますし、今、先生おっしゃいますように、確かに政府全体でということ、これはそういうことで御承認をいただくということで大変意味もございします。

そして、私もその点は、今後関係の省庁、これいろいろございしますから、特に、例えば山村問題であれば国土庁でございしますとか、あるいは地方自治体もいろいろ御協力いただくというような自治関係でございしますとか、そのような関係、その他またいろいろございしますから、私も最近そういう横割りの勉強会も実はさせていたということとで、つい最近四国の現地で各省合同で勉強会も開かせていただいたりしております。

いずれにいたしましても、広い視点からの森林の整備ということも心がけていかなければいけない。森林の機能というものがそれだけまた重要でもあるということでもございしますけれども、そのことをしっかりと基本に踏まえながら私も進めさせていたきたいと考えております。

○谷本 森君　その点で、もう少し伺いたいことがあったのでありますけれども、最後、もう一つありますので、そちらの方へ移らせてもらいます。

今、松くい虫の問題でこの審議をしておるわけでありまして、どうやらこの次は、下手するといふと、ヒノキも杉も似たような状況になってきいしないかという不安感を私は禁じ得ないのでありますけれども、やっぱり考えてみますと、もとをたぐりや何なのかという、これは外材の輸入ですね。外材の輸入によって国産材が値段がたかされてきた、だから松の手入れができなくなった。今のところ杉、ヒノキは何とか手入れしているから松枯れほど問題になっていないけれども、どう

も今のような状況でいいたら、早晩杉もヒノキも似たような状況になりはしないかという不安を禁じ得ないわけですから。

そうしてみますと、やっぱり外材の輸入というのをどう制限するかということが私は課題になってくると思うのです、今の段階でそれがやれるかどうかは別といたしまして、今ウルグアイ・ラウンドをやつていますね。あれは十年前から出てきた話ですよ。その十年の間には、二十世紀に向けての最大の人類競争の課題になってきたのは何なのかという、貿易を盛んにすることが最大の課題になってきた。その意味では、ウルグアイ・ラウンドの議論というのは、長い目で見ますという時代逆行そのものというふうに見まわつてきておる。そういう点を踏まえながら、やはり外材の輸入問題については大臣に対処していただきたいと思うのです。

とりわけ当面の問題として大事なものは、秩序ある輸入といひますか、それを徹底していきながら、さらにその先の問題としては地球環境問題と絡めた外材の輸入問題ですね。これをやっぱり、日本は世界各国から批判されておるわけでありまして、解決していくということについて大臣に篤とお願ひ申し上げておきたいんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(田名部匡省君)　先般も新木場に視察に行つてまいりましたが、アメリカ、カナダから大変な量の木材が入つております。大体四分の三を外材に依存しておるわけですから、それもうかつてのような材料ではなくて、きれいにできていて刻んでもう建てるばかりにして入るようなものもあります。ですから、木材の需給及び価格の安定というものがあつて、どうしても抑えようと国内の住宅が今度は建材が高くなるという問題がありますね。

それと、国産材を利用しないでコンクリートとか鉄骨とかというのが丈夫で安くなりますと、そ

ちの方がふえていくという傾向もあるんです。なかなか一口に言つてこの問題は大変でありますし、環境という面から見ると、よその方はあんなに切つて日本にどんどん売つて大丈夫かなと思ふ面もあるんですね。私の方はちよつとまだあと十年ぐらいたつとどんどん出せる状態になりますから、それにしても木材をお互いの国でどんどんどん切つて消費するということは余りいいことではないと思ひます。

したがいまして、私も文部大臣にもこの間お願いしました、地方の学校を建てる場合に、その町に合ったようにしたらどうか。例えば、青森県は割合自然に恵まれたことが多いんです。そこに鉄筋コンクリートの学校がいいのか木材の学校がふさわしいのかということで大分進めておいてくれます。さらに、それをやることと、その場合でも、国産材が高いと言われておりますが、外材と半々ぐらいにまぜて使つたならばコストも下がる、そういうことをひとつ文部大臣研究してくださいと、こう言つてお願いはしておきました。

いずれにしても、輸出国との協議と情報交換等を通じて木材輸入の急激な変化は避けたいかなければならないと思つておりますし、主要木材について四半期ごとの短期需要見通しの作成をする、あるいは公表をいたして関係業界の安定的輸入を促す等の措置を講じているところであります。

今後とも需要に見合った輸入が行われるように努力をしていきたいと思ひますし、関係業界の指導等も行つていきたい、こう思つております。

○谷本 森君　終わります。

○大淵 綱子君　松枯れ対策として過去十五年間農薬の空中散布などを行つてきましたけれども、現在もなお松林総面積の四分の一に当たる五十六万ヘクタールの被害があるというふうに関き及んでいます。法案の審議の過程で、空中散布等の施策により五年以内に被害率一％以内の終息型の被害にとめることができるかと予測をした当初の見通しは余りにも甘かつたと言わざるを得ないと思ひます。それなのに今回さらに五年間の延長を提案し

てきた根拠はどこにあるのでしょうか。

○政府委員(小澤普照君) 昭和五十二年に松くい虫の被害対策につきまして特別措置法を制定して以来、五十七年、六十二年、これを改正延長して対策に取り組んでまいりましたところでございます。

この結果、被害量につきましては、ピーク時五十四年度の二百四十三万立方から平成二年度には九十五万立方にまで減少しているわけではあります。被害地域が大変当時比べれば拡大しております。奥地にまで及んでいるというようなことはございまして、最近の状況を見ますと、しかしその拡大もようやく停止しつつあるというようにも把握しております。

ただし、かといってまだまだ百万立方近い被害も出ていますわけでございますけれども、全体としては被害はおおむね中ないし微害の状況となつてきているということでございまして、これらの状況を踏まえ、さらにその対策を充実させたいと考えておりますけれども、そういうものと相まって今後の鎮静化を図り、終息段階に持っていくという考えのもとに今回五年間の延長をお願いするということになった次第でございます。

○大淵綱子君 いただきました参考資料の六ページを見ていただきますと、九州とか沖縄それから四国、近畿、関東地方では被害が縮小しているように見ることができまけれども、その被害を受ける松そのものが減少したためにこういう傾向になつてくるのか。

そうでないとすると、中国地方のグラフを見ていただきますと依然として被害が多いんですよ。これは中国地方に何か特別の理由があるのかどうか。それから、北陸・東山それから東北地方はこれからちよつと拡大傾向になるようにこのグラフでは見えるわけなんですけれども、そこらあたりの見通しを聞かせていただきたいと思ひます。

○政府委員(小澤普照君) 確かに、地域によりましてこの被害の実態が異なっているわけでございます。これは気象条件とか、あるいは昆虫等の活動の条件というようなものが関係はあるというように思つておりますけれども、南の方からだんだん北の方へ被害が拡大してまいっております。中国地方が特に多い状況でございますけれども、これはやはり松林そのものが大変この地域は多いというように思つております。それから、考えてみますと、土壌条件等からなかなか樹種転換等についても条件的にほかの樹木というものが成育しにくいということもあるかと思ひます。松林であればこの辺は成育しやすいということもありまして、そのようなことでなかなか減少傾向というものが顕著に出てこないという実態もございまして、一方、それから、ほかの地域でございましてけれども、関東地方でございましてかこういふところを見ますと、五十三年以降爆発的に増加をいたしましたけれども、その後は逐次減少に向かつている。一方また、北陸・東山あるいは東北のようなところはどちらかといいますと後発型の地域でございまして、これは増加とは言えないにしても大体横ばいになつておりますから、それぞれの地域態様に応じて私どもも防除を実施してまいりたいと考えているところでございます。

それからおも、もう枯れるものになつたのではないかと言われることも時々ございましてけれども、内容的に見ますと確かに森林面積の若干の減少というようなこととかがございまして、全体的に見れば、それでも松林のいわゆる蓄積、材積でございまして、これは増加しつつございまして、したがって、これも地域によつて若干異なるものではございまして、全体として見ればそういうこともございまして、やはり私どもはこの松くい虫の防除に努めることが肝要であらうと考えているところでございます。

○大淵綱子君 ただいま御説明いただきましたように、中国地方は松林が非常に多い地域であつて終息の傾向が見えないという御答弁をいただきました。そうすると、この法案によつて行われた施策が必ずしも有効に働いたとは言えないと思ひます。松林の多い地域では防除がなかなかできない

というお答えの中に私はそういうふうに見るわけでございます。

本法の改正に当たりまして、被害対策対象松林の範囲を限定されました。そして、被害拡大防止松林の範囲から被害の最先端部にある松林を対象から外しました。この見直しに当たつて基本的にどうして対象から外したのかということをお聞きしたいわけですね。既にその先端部においては樹種転換が完了したのか、あるいはあきらめたのか、あるいはマダラカミキリの生息北限に達したと見ているのか、そこらあたりの御見解を。

○政府委員(小澤普照君) 確かに、終息ということにつきましては努力はしておりますけれども、しかしやはり防除しなければならずと拡大するところにつきましては鋭意防除に努めさせていただきたいわけでございます。

そこで、先端地域ということは今後ここで新たにどのように処理していくかということでございますけれども、現行法上は、この被害拡大防止松林は高度な公益機能を持つております松林周辺の被害松林であるというようなこと、それから先端地域の確かに被害松林を設定したわけであつたわけでございますけれども、現在その被害量が四割水準に落ちてきたということ、それから、先ほど申し上げましたけれども、被害の著しい拡大というものがとまってきたということも踏まえまして、しかし、一方では高度公益機能松林の周辺にまだ感染源が残存していることも事実でございます。したがって、これらを考えますと、今後の対処の仕方というのは感染源の存在しているところを徹底して防除していくと同時に、その周辺の松林につきましては、その周辺から再び松くい虫が、飛び込みと言つておりますが、侵入してくることにさせないよう樹種転換もあわせて行うということにさせていただいて、防除を効率的に進めるといふ考え方がございまして、そういう意味で絞つていく、限定していくという考え方をこの際提案しているところでございます。

○大淵綱子君 高度公益機能松林を限定して守るために、その周辺の松林については積極的に樹種転換を進めると言いますが、その場合、被害が認められない松についても、県知事が森林組合に対し助言や指導及び勧告を行うことができるのでしょうか。

○政府委員(小澤普照君) 樹種転換そのものは、森林としての機能を維持していくということが前提になります。それから高度公益機能松林への感染源を除去するという観点から行うということにいたしているわけでございますけれども、樹種転換ということになりますと、松くい虫によりまして枯損木だけではなくて生立木の伐倒も含むということにはなりません。

したがって、これにつきましては、やはり所有者の自主的な取り組みということが必要にもなるわけでございますけれども、私どもとしては、森林機能が落ちてはいけませんから、本当に生き生きとしているものまで伐倒するというのはいかかと思ひます。ですから、そのところの判断の見きわめというのは必要でございますけれども、樹勢が弱つてきているとかいろいろなこと、そこで判断する必要があるけれども、少なくともそれが感染源にはならないようにしたいということも基本的な考えまして、樹種転換を進めていくということでございます。

したがって、当然樹種転換をいたします対象松林といたしましても、被害が進行しているというようなことでございまして、あるいは本当に成林する見込みがあるかないかというようなこと、ある程度森林の実態から見ても伐期にきているかどうかというようなことも考えまして、それらの条件に合うところから優先的に実施してまいりたいと考えているわけでございます。

○大淵綱子君 その被害が認められる松かどうかの判定というようなことも非常に基準としては難しいと思ひますが、次に行かせてもらいます。ちよつと保留しておきます。

平成四年度予算において樹種転換に係る予算が十六億四千五百万円ですか、計上されていますけれども、実際にこの事業が行われる箇所は全国にどのくらいあるのか、あるいは有名な地域があればその名称を知りたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(小澤普照君) この五年間で全部で七万ヘクタール強を実施したいというように考えておりますが、まあ有名などというところではないかと思っております。ですから、確かにどうして松林として保全をしなければならぬという松林の周辺ということで考えております。個々にはこれはいろいろな箇所があるかと思えますけれども、今ちょっとどこどここの箇所という具体例を申し上げるまでにまだ煮詰まっていなくてございまして。

○大淵綱子君 私の調査では、新潟県では日本海岸に直面して浜辺からすぐ町並みが続いているところに中頸郡の大潟町というところがあるんですけれども、その防潮防風林とか静岡県の手本松原などがその対象になっていると聞いています。大潟町では、浜辺のところからすぐ人家があるというふうなところの中で、対象になっている松林につきましては、私は松しか生えないというところだというふうに、選挙区ですのでよく行くんですけれども、そういうふうな認識をしています。だから、本当に広葉樹への樹種転換というのがそんなにスムーズにいくのかなという疑問が残りますし、千本松原の松については、その松を守るために、背後に香貫山という山があるんですね。この山の松に既に少し被害が発生したというところの中で、その香貫山を樹種転換するというような計画があるやに聞いているわけですが、佐渡島に松くい虫の被害が及んだことを考えますと、香貫山の松を伐採したからといって千本松原の松がそのままの形で守れるとはどうしても思えないですね。私は、むしろ香貫山の松が存在することによって、そこにたくさんあれば被害が広く及ぶというところはあるわけですが、

それによつて集中的被害というのは免れるんじゃないかというふうに思うわけですが、そういうふうには考えないでしょうか。

○政府委員(小澤普照君) これは、個々のケースにつきまして私どもも十分実施する場合にはいろいろ相談もしたいと思つておるのでございまして、今、先生おっしゃる御懸念は私はちよつと違うのかなという感じもいたしました。

といひますのは、有名な、あるいは地域がどうしても保全したいというふうな、例えば海岸の松林等につきましては、おむねそれは松林としてまとまつておられるところだと思つてございまして、ですから、ある程度独立しているところはやはり松林として徹底的な防除をしていくのがよろしいかというふうに思つてございまして、守りたい松林とそうでない松を含む森林がある程度両方とも存在するようなケースにおいては、その周辺の松林、あるいは周辺の森林と言つた方がよろしいかと思つて、そういう中で感染源になりそうなものは除去してほかのものに転換するということを基本的に考えているところでございます。ですから、個々のケースにつきまして十分に検討しながら実施してまいりたいと考えております。

○大淵綱子君 私が香貫山にこだわるのは、その香貫山が大変な野鳥の宝庫なんです。で、今、杉とか松とか広葉樹とかあつて、非常に観光地としても貴重な存在であるわけなんです。その香貫山の松が樹種転換をさせられるということになる、その生態系が変わつてくるという心配をするわけですね。そういうことの中で、そういう話を聞きましたものだから、ぜひ樹種転換を抜本的にやるような計画だけはやめてほしいと思つておられます。

例えば、このところを、抜本的に香貫山全体の松を全部なくしたとしても、そうすると、千本松原を特別防除しなきゃならぬ、空中防除しなければならぬような状況になると思うんです。

ね、そこを守るためには、今もやっているのかもしれませんけれども、そうしますと、そこに、香貫山に生きている昆虫とか野鳥とかが被害を受けるというふうになるわけですね。環境破壊に物すごく関わつていくというふうになるわけですね。私は、その山自体は、広葉樹があり、松があり、杉があり、それでこそ美しい日本の山だということに認識をしております。そういうことの中で高度公益機能松林を守るために周辺の松は犠牲にしてもいいという発想は私にはなじみませんけれども、大臣はこのことについてどうお考えですか。

○国務大臣(田名部匡省君) いろんなケースが考えられると思うのでありますが、ほうつておいて枯れたらどうするかという問題が一つあります。それで、また一方では、松はどちらかというとどんなやせた土地でも育つということで、海岸に非常に多いんですね。ほかのものではなかなか育たなくても松は育つ。そういうことでありますから、日本の何松ですか、中国の松とか合わせと華松というのがある。これは非常に強い松だといふ。まあ、いろいろ幾つかあります。そういうものに松を、別な木にやるんでなくて、松は松にやるわけですから、いろんなケースがありまして、飛ぶ範囲というものもあるし、いろいろ考えて対策を立てていかなきゃいかぬ。それはあくまでも地域の人がどうするかという考え方を、お示しをむしろいたしたい、もし枯れるということになったときにはどうなさるつもりかという面も考えながらこれは進めていかなきゃならぬ、こう思つております。

○大淵綱子君 千本松原の件は、これから何年かすれば、実際にどんなふうに行われたかを見に行けばわかるわけですので、きょうの審議を忘れてほしくないと思つておられます。

補完伐倒除命令の強化が図られましたけれども、過去において伐倒除命令が速やかに行われなかったことがあるのでしようか。そういう事例があるからこそ、今度これが強化されたのかというところを知りたいわけですが、また、所

有者はこの命令を拒否することができないのか。できないとすれば、先ほど私が問題にしました松くい虫が付着したおそれのある松はどのように判別するのか、その基準を示していただきたい。

○政府委員(小澤普照君) 今回補完伐倒除というものを新たにこの法案の中で提案しておりますのは、従来松くい虫対策を進める場合に、今までの十五年、この法律ができてからもうそれだけの経験をさせていただいたわけでありまして、その中でやはり対策としてまだ足りなかつた点があるという判断をいたしましたわけでございます。と申しますのは、森林の中にある松でもいろいろな形態のものが実はございまして、今回補完伐倒除の対象としておりますのは、いわゆる被圧というふうな言つておられますけれども、ほかの木の陰になつて成長がとまつておたり、衰弱をし、さらにそれが枯れるという状況がござい

そういうのに松くい虫は非常につきやすいのでございまして。ところが、今まではそれを駆除するように措置されていなかったわけでございます。で、そういう松くい虫がつきやすいものがいよいよ感染源になりますために、それにつきまして今回そういう伐倒除ができるようにするという意味で新規にそういう制度をつくらせていただくというところでございまして。

○大淵綱子君 所有者が命令を拒否することができないのかということ、松くい虫が付着したおそれのある松の判定基準を聞いていますけれども。○政府委員(小澤普照君) その中にザイセンチュウが入っているかどうかということになりますけれども、それを一つ一つ調べるのは大変難しいわけでございます。現実には、それで、その状況から見まして、そのおそれのあると申しておりますのは、明らかに枯れの状況から見てこれはセンチュウが付着しているというふうに考えられる、つまり状況から言えばそれが枯死した状況ということになるわけですが、ですから、これに

ついでこれを除去することです。それからなす、その所有者にとりましては、これは枯れた木ということになりますので、それをそこに置いておいても成長するとか経済価値がふえるということとはございませんですね。ですから、そういう意味で、これについて除去してほしいという事は申してもその森林所有者の損失にはならないという判断をしているわけでございます。

○大測綱子君 松くい虫が付着したおそれのある松というのは、現にまだ枯れておらぬと思うんですね。この文章から見ますと、そのことを、まだ所有者が健康だと思つておつて、そのことが拒否できるかどうかということをお私に問題にしたいわけですが、結構です、時間が無いのでいいですけれども、次へ行かせていただきます。

松枯れの被害材積は昭和二十五年から五十年まで、これは資料の五ページを見ていただきますとわかりますけれども、この二十五年間で千三百三十八万立方メートル、そして五十年から平成二年度の十五年間で二千八十四万立方メートルとなります。その合計は実に三千四百二十二万立方メートルに及びます。平成二年度の蓄積量三億三千六百万立方メートルの一〇％を超える数字になっています。

特に本法の制定後に被害が拡大をしているのを見ると、必ずしもこの法案が効果を発揮したとは思えないわけですが、参考資料の四ページをさらに見ていただきますと、近年の造林面積とそれから木材生産量が載っています。昭和五十五年から造林面積が著しく減少を来しています。木材生産量も減少しているわけですが、それでも平成二年度には二百七十七万二千立方メートル生産されています。同じ二年度の松枯れ分が九十五万立方メートルありますので、単純に計算をし、年間三百七十二万立方メートルが消費したというか松林はなくなつたということになります。

このままで推移しますと蓄積量は九十年後に

は完全になくなるという、単純計算ですけれども、そういうことになるわけなんですけれども、この間造林面積が現在のようにならないうようなところにとどまっておるとすると、経済林としての松林は既にもう用をなさなくなるのではないかとふうに思っています。

そして、先ほど谷本さんが指摘されましたように、外国産材にその多くを依存するような、そういう体質になつていってしまうのではないかと懸念を持つわけですが、この数字から長官はどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(小澤善昭君) いろいろな問題点を含んだ御指摘というように受け取りましたが、まず、確かに松くい虫の被害によつて失われた松、大変残念なことではございます。しかし、いろいろと私どもの方の研究の方面からの考え方も聞いておりますと、それからまた私どもも現地で防除をしたところとしないところとの効果、違いがあるということもあり得るわけですが、もし防除をしなかつた場合はもっと被害が拡大したということも推定できるわけではございますので、その枯損しました松というのは、これは確かに資源的にも大変もったいないなと思つてございまして、この枯損した松につきましては、その枯損の松について有効利用ということとは別途考えてまいらなさいといふことと思つておりますし、それから造林面積につきましては、これは大変確かに減少しておるわけではございます。

しかしながら、松というのはまた有用な木材資源でもあつたわけではございます。確かに今の日本では比較的松と云ふのは建築などの材料にするものが少なくなつていようではございますけれども、パイプチップ材としても使われておりますし、また地域によつては建築材として非常にその価値を認められていようというケースもあるわけではございます。しかしながら、今の状況では植えてもまた松くい虫の被害を受けるのじゃないかという心配は当然ございまして、造林量は落ちてきておりますけれども、これにつきましては、私ども

も今後松くい虫被害の終息に向けた努力をすると同時に、一方で、先ほど大臣からも御答弁がありましたけれども、育種事業によりまして耐性力のある松の苗木を供給していくこと、これを増加させていきたいということも考えているところでございます。

○大測綱子君 それでは、今の蓄積量がなくなると推測をされる九十年後にどれだけの蓄積量を持つ計算になつていきますか、見通し。

○政府委員(小澤善昭君) 数量的に蓄積量がどうなるかという事は、今その推定値というものは持ち合わせておりませんが、ただ、実態を申し上げますと、被害を受けた、しかし松林の蓄積量全体では実は以前より増加をしているわけではございます。つまり、回復してきたり、あるいは他の松林の成長ということもございまして、日本全体の松林の全体の蓄積量はむしろ増加の傾向にございます。ただし、地域的には一部減少しているところもあるということをお申し上げておるわけではございます。

○大測綱子君 森林業というのは大変長いスパンで見なきゃならぬ仕事であるわけですので、将来の展望をきちんとして中政策展開をしていただかないと取り返しのつかないことになるのではないかと心配を私はするわけではございます。よろしくお願いいたします。

先ほど谷本先生も触れられましたけれども、広島県の教職員組合におきまして、八八年、九一年と小中高校生一万人から二万人の人たちに対して被害に対するアンケート調査を実施したところ、約一五％から二〇％の生徒が何らかの被害被害を訴えているというデータが出ています。毎年繰り返して行われている空中散布によつて人間の免疫機能が全体として低下をしていくのではないかと、このことをこの調査をした人たちが大変心配しているわけですが、この件に関してはどういう認識をお持ちでしょうか。

○政府委員(上野博史君) 農業につきましては農薬取締法に規定がございまして、その登録を受け

なければ販売をしてはならない、使用してはならないということになっております。この登録を受けるに当たりましては、その農薬についての毒性試験あるいは土壌や作物への残留試験等々、各種試験成績をもとにしまして、環境庁の定めっております登録基準というものに照らして検査を行つた上で、問題がないというものについて登録を行つておるわけではございまして、そういう登録を受けたものでございまして、私どもとすれば問題は無いというふうにお考えいただいております。

国際的にも今松林の防除に使われております主要な農薬につきましては、FAOやWHOという国際的な場でも安全性が各国の毒性学の専門家によつて確認をされているというふうにお聞かしております。

○大測綱子君 空中散布により昆虫やクモやダニなどが一時的に死滅するが、およそ一月月ぐらいで復元するというこの調査の報告を受けております。

昆虫が一月月ぐらいで復元するとなりますと、マダラカミキリも昆虫の一種だと思つておるわけですが、散布をしてもすぐにまたもととの状態に戻つてしまふというこの報告書どおりだとすると空中散布は効果的ではないのではないかとふうに思ふのでございますが、この認識はいかがでございましょうか。

○政府委員(小澤善昭君) 森林に生息しております昆虫はいろいろ種類が多々ございまして、一般的には、一般的な昆虫、それからこのマツノマダラカミキリ、どういふところがその世代の交代などの点で違ふのかということでも私どもも分析をしているわけではございまして、一月月でおおむね昆虫の生息数が回復すると言つておりますのは、ほかからの、また戻つてくるというものです。のがあるわけではございまして、通常は一年間で何回も世代交代するというのが多いわけではございます。

マツノマダラカミキリの方は、これは二年一世

代ということになっておりますので、もちろんほかの昆虫でも一年一代というのをごいいますけれども、小型の昆虫はもうちょっと早く回転しているようにございます。したがって、回復度も早いというように思っているところでございまして、私どもの方としては、マツノマダラカミキリの羽化脱出時というのがいわゆる防除上特に重要な時期でございますから、このときに散布をさせていただいて、大体二回散布で六週間ぐらいの薬剤効果ということで考えておりますので、昆虫に及ぼす影響も極力小さくしようということでございいます。

いろいろと調べてみますと、昆虫は一般的には回復してきている。それから、マダラカミキリもこの期間一番後食をし、そのときにサイセンチュウが松に侵入する時期でありということでございますから、ここを重点に抑えることによって防除効果を上げようとしていっているところでございいます。

○大淵綱子君 小さな虫や鳥や魚たちの死の警鐘を私たちは謙虚に受けとめ、自然の生態系を変えてしまふような施策はなるべく講ずるべきではないかと考えます。この法案の審議に当たり、過去十五年間に及ぶ松枯れ対策について系統的な総括をし、根本的な見直しが必要になったのではないかと考えます。

長い間山を守り続けてきた新潟県笹神村の老人は私に、松を大事な燃料や資源として扱わなくなったから山が荒れてきて、そして松くい虫が増殖をするようになってきたんだと、そういうふうにお話してくれました。そうであるならば、今辛うじて資源として守られている杉やヒノキやアスナロたちにも、人手不足から保全管理ができなくなつたとき、今の松枯れと同じような状態が生ずる危険性があると考えます。松が落している警告を改めて検証してみる必要があるのではないのでしょうか。この件につきましては、先ほど谷本委員から長官、大臣それぞれお考えを聞かせていただいておりますので、私は自分の主張だけさせていただきます。次に移らせていただきたいと思います。

最後に、台風被害の回復状況についてお尋ねをしたいと思ひます。

大臣は、所信の中で台風災害についても復旧対策に万全を期すと述べられました。森林組合合併助成法改正の審議に当たり、本年二月二十七日開催された災害特別委員会の議論を踏まえて質問をさせていただきます。

私も台風十九号通過後の森林被害調査に石川県能登半島を訪れました。それはひどい被害状況でした。樹齢百年、二百年もの杉やヒノキ、アスナロが根こそぎなぎ倒されたり、引きちぎられたり、ねじれ倒れたり、山合いの谷に折れ重なって倒れている木々。雪解け時期を迎えてあの山々がどうなっているのか案じられます。絶望感に打ちひしがれているあの山の人の顔は、少しは希望がよみがえっているのかという、そんな思いをしながらお尋ねをしたいと思ひます。

激甚災害法に基づき、五年間でこの倒木の処理をする計画で各県と連携を保ちつつ事業が行われているように聞きます。当初は大型機械の早期導入が困難と見られていたけれども、平成三年度中に既に三十台が入ったと聞いています。そして、三千五百名の労働者がこの処理に当たっているとも聞きます。実際に被害状況の把握と復旧計画、その達成の見通しはどうなっているのかということ、先ほどの災害特別委員会ときに松前先生がその計画書を提示するようという質問をされておられるわけですが、そういう計画書ができておられるのであれば私にも、後でいいので提出をしていただきたいというふうに思ひます。

時間がなくて言うだけ言わせてください。梅雨どきの集中豪雨に対応した二次災害防止対策は十分に進んでいるのかどうかということをお聞きしたい。そして、その二次災害防止対策が十分に進んでいないところについては、その地元の人たちにそういう箇所があるということを周知徹底しておく必要があるというふうに思ひます。

ですけれども、速やかに避難ができるようなそういう準備が地元で進んでいるのかどうかということをお聞きしたいと思ひます。

そして最後に、山の被害を復旧させ、そして山を守るというこれからの農水省の意気込みについてお聞かせをいただきたいと思ひます。大変時間がなくて申しわけありませんが、端的にお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(田名部臣省君) 私たちは、常に自然の中に生きて、自然との関わりを強いられて、この台風もまた自然のなせるわざだ、こう思ひます。思ひますが、被害が甚大でありました。したがって、今年度末には一〇％、そして四年度は四〇％までいきます。ですから、五年間で大体ほぼ目的を達成できる。こういう計画で進んでおりますが、何分にもさつき申し上げたように広範囲にわたっておりまして、激甚災害法に基づく森林災害復旧事業の計画的実施を図っていくわけでありまして、二次災害の防止の観点から緊急治山事業の確実な実施もやっつけかなきゃならぬ。両面で今進めておりますので、万全を期してやりたい、こう思っております。

○一井淳治君 まず、松くい虫被害を絶滅ないし根絶できない理由からお尋ねしたいと思ひます。簡潔にお願いいたします。

○政府委員(小澤普照君) 松くい虫被害につきましましては、マツノマダラカミキリが媒介するマツノサイセンチュウによって引き起こされる被害であるということをごいいますけれども、我が国の松が抵抗性がなかったということになるわけでありまして、そしてそのようなことから、サイセンチュウの異常な増加によりまして激甚な被害になりました。

的に対策も講じて防除に努めることを考えておるわけでございます。

○一井淳治君 林野庁の方では、松くい虫を絶滅という根絶するという考え方を持っていないんじゃないでしょうか。共存するという考え方を持っているんじゃないか、そこに根本があるんじゃないかと思ひますが、どうでしょうか。

○政府委員(小澤普照君) 非常に長い時間ですが、まあ松の方にも抵抗力がつくということもあるんでしようけれども、それではその森林の機能が失われるということでございまして、やはりこの防除をさせていただかなければならないということでございますが、そういう意味で防除の実行と同時に、先ほど申し上げましたように、抵抗力のある松の苗木も育成していくということも考えますけれども、今のところはこの害虫は大変私どもとしては都合が悪いと考えておるわけでございます。

○一井淳治君 これは、漏れ聞いたんですけれども、林野庁では、自然の生態系を壊したらいけないので松くい虫の根絶は考えていない、そういう立場のように聞いているんです。これははっきりした答弁を聞いていませんけれども、根絶を考えているのかどうかですね。目標として松くい虫の根絶に置いているのかあるいはそうじゃないのか、そこををはっきりとイエス、ノーで答えてください。

○政府委員(小澤普照君) まあ、根絶を考えていないと言っている人間はいないかもしませんが、それは恐らくこういうことではないかと思ひます。私どもは、あくまで鎮静化をして、特段の防除をしなくてもいい状態に持っていきたいというふうに申し上げているわけでございますから、そのときに一匹もいなくなっているかどうかというか、そういうことでございまして、まあしかし、森林に対する被害はやはり根絶したいわけでございます。

○一井淳治君 いや、それを聞いて安心しましたけれども、これからは林野庁の中の目標を、根絶

するんだと、そこにはつきり置いて指導してただけませんか。そうしないと、何といひますか、虫を殺すわけですから、スケジュールだけを予算を使ってこなしているというだけでは虫は死なないわけですね。本当にこいつを殺してやろうという意欲を持って本気で取り組まないとけないわけですが、それがないんですよ。ですから、今のお言葉を徹底してもらいたいというふうに思っています。

それからもう一つは、論理的に言いますと虫は殺さないといけないわけですね。殺すためには、空散を使うんだしたら、農薬をヘリコプターを使ってまくわけですけども、ヘリコプターの順番が増加すること、それから農薬をまく前の虫の状態をよく研究してまくこと、それからもう一つは農薬が松によくのびりついて落ちないようにする研究、この三つをよくやってもならなくちゃいけないと思うんですけども、それが余りできてないから、長い間うまく効果が上がっていないと思うわけですけども、簡単な御感想で結構です。

○政府委員(小澤普照君) 数々の御指摘をいただいたわけでごいいますけれども、私も取り組んでおりますのは、一つは、重要だと考えておりますのは発生予測でございまして、これにつきましては、気象条件でございまして、相当長い経験もさせていただきましたので、最近はかなり的確にいつ大発生するかという予測ができるようになった。大発生といひますか、羽化脱出の時期でございまして、ただし、これは実態上は一週間ぐらいのずれは実態上は二週間でございまして、そこで、散布する薬剤の効果期間も二週間で六週間ぐらいとしておるわけでごいいますけれども、一週間ぐらいのずれはあつても、あるいはまたヘリコプターの飛ぶ飛ばない、例えば天気が悪ければ飛ばないということもあり得るものですから、若干のずれがあつても効果を発揮するようにということも考へてやつていられるようにございまして。

今後いろいろな研究は続けてまいりたいと思ひます。

○一井淳治君 今後の見通しでございましてけれども、これまで相当の予算を投入して、自治体の予算も合計すると恐らく千数百億円になるんじゃないかと思ひますけれども、しかし全体的に見ればかえつて松くい虫が元氣を出しているという状況があるわけですね。それからまた、完全にやつけないで、まだ健全な松が残っていますから、残った松へ松くい虫がたどり着いていつてそこで生き残るわけですね。ほつておつたらもう松が枯れてしもうて松くい虫がいなくなつてしまふかもしれないが、かえつてやりようによつては松くい虫被害を長引かせているということもなつていくと思ひます。そういうことがないようには御努力をお願いしたいわけですけども、この五年間で本間に終息させてもらえるんですか。重ねての質問でまことに恐縮なんですけれども。

○政府委員(小澤普照君) 二百四十万立方メートル台から九十五万立方メートルを再三申し上げて大変恐縮でございまして、そういうような状況、それをさらに今後少なくていくということでごいいますけれども、それにつけ加へまして防除の方法でございまして、今般、新たに補完伐倒駆除でございまして、あるいは樹種転換でございまして、さらにはまた天敵の導入も考へていられるわけでごいいます、とにかくあらゆる手段を投入いたしまして防除を実施することにより終息状況に持つてまいりたいということでございまして。

○一井淳治君 それから、松くい虫に抵抗力のある松の開発や苗木の育成でございまして、これをもつともつと進めていっていただきたい。これはそう簡単には進まないと思ひますけれども、もつと進めていっていただきたいというふうに思ひますけれども、そのあたりはいかがでございましてしょうか。

○政府委員(小澤普照君) 従来は、中国産の馬尾松と日本の黒松をかけ合わせの和華松をつくりまして、これに供給しておりましたが、これに加へ

まして、最近国産種の松の中で抵抗力のあるものを、これはもう以前から取り組んでおつたわけでごいいますけれども、やつとこれならばというのも出てまいりましたので、これらの供給本数を今後増加させてまいりたいと思ひます。

○一井淳治君 その点をさらに強力に推し進めていっていただきたいと存じます。それから、きょうは松がテーマでございましてけれども、時折、杉かヒノキかわからないんですけども、松以外の樹種が枯れておるといふことも最近見たことがあるわけですけども、杉やヒノキなどに対する防除の対策、病気や虫害に対する対策ということでは万全にやつてもらわなくちゃいけないと思ひますけれども、そのあたりはいかがでございましてしょうか。

○政府委員(小澤普照君) 杉、ヒノキ等に対するいわゆるせん孔性害虫という分野の被害が実は出ておりました、平成二年度では全国で約二千五百ヘクタールほどの被害が発生しております。このために、杉、ヒノキせん孔性害虫被害対策推進事業その他によりましてこの防除にも努めているわけでごいいます、内容的には被害材の移動監視でございまして、あるいは被害発生源の除去等を行ひまして、被害の減少に努めてまいりたいと考えております。

なお、このような杉、ヒノキにつきましても抵抗性品種の育成などにも取り組んでいられるところでごいいます、これらの諸対策の推進に今後努めますと同時に、除伐、間伐等の森林の手入れ等にも努めまして、活力のある健全な森林の造成を図つてまいりたいと思ひます。

○一井淳治君 次に、森林組合の合併という課題でございまして、地域で非常に重要な役割を果たしておられます森林組合を育成する、そのために合併が必要であるという御方針のようでありまして、この五年間を見ますと、たしか三十三の合併しかできてないというふうに関いておりますけれども、どうも合併が余り進んでないという状況にあるように思ひます。そういった中

で、今後どういう意義をこの合併に持ちながら、そしてこの合併をどのようにお進めくださるか、そのあたりについての御所見を大臣からお伺ひしたいというふうに思ひます。

○国務大臣(田名部重省君) 合併の進まない原因というのはいろいろあります。ありますが、このままで赤字を背負つてやつていくことから脱却するといふ組合の幹部の皆さんの考え方だと思ひます。どうも一國一城のあるじなもので、それから、また合併すると、赤字経営のところといふところとなると、あそこは一緒にやりたくないという考えがありまして進まないこともそのとおりであります、今度の場合は流域を単位として森林の整備や林業生産等を総合的にやろうということ、どういふ反応を示してくれるか、期待が持てるということになると進むのではないかとこの期待をいたしているわけでありまして。

組織、経営基盤が何といつてもこれで充実にする、あるいは流域の林業の担い手となる広域組合を広範に育成することが重要だ、この辺を本當にしっかりと受けとめていただきたい、こう思つていられるわけでありまして。

また、面積の規模でありますとか、近隣の市を含む郡単位程度の規模を一つの目安にしておりますので、経済的なつながりとか歴史的なこともありまして、十分実情に合った合併を促進したい、こう考へております。平成三年度末の見込みの千六百強から合併促進期間終了まで、平成八年度であります、おおむね千程度になるであろうということを考へておりますので、系統、行政を挙げて合併の推進を図つていきたい、こう考へております。

○一井淳治君 予算を拝見させていただきますと、まだこれは予算案でございまして、森林組合の助成事業とすれば、三年度の予算ではふるさと森林活性化対策事業というのがあります、これについては四年度は金額はやや減る。そのかわりに、三年度になつた森林組合合併促進等特別対策事業ということに相当額の予算がつけられてお

るわけでございますけれども、その特別対策事業については、いろんなメニューと申しましようか、事業内容の御説明ができていくわけでございすけれども、こういったことで本当に合併の促進が可能なかどうか、そのあたりについて長官の御所見をお伺いしたいと思います。

○政府委員(小澤善昭君) 今まで広域合併というものがなかなか簡単に進まなかったという要因をまず考えてみたいということですが、この点につきましては、やはり合併しようとする組合間の財務の不均衡の存在もございました。また、組合と組合員間とのつながりが希薄になつていっているのではないかと、あるいは組合員へのサービスの低下を懸念する声もあったのではないかと、あるいはまた、市町村との関係が希薄化することを恐れてなかなか町村をまたがる合併ということが進まないということもございました。

そこで、これらのことをよく考えまして、今後これを改善する形でやっていかねばならぬということでございますが、まず組合員間のコンセンサスを得ることも必要でございます。また、当然新しい時代に対応いたしまして、森林組合の機械、施設などの近代化を図るというようなこともございます。そして、作業班の機能発揮のために施設を整備していく。このようなことになりまして、広域な合併が必要だという機運も出てまいります。また同時に、これらを促進する予算というものが必要になりますので、それらの観点から森林組合合併促進等特別対策事業というものを起こすということでございます。

さらに、これらとあわせて、いろいろ税制上の優遇措置等を講じなければいけないということとございまして、合併認定を受けた組合に対しては法人税等の軽減措置を講じますとか、あるいは合併に伴います退職金やあるいは負債に対する充当資金を貸し付けるといふような資金の活用を行いますとか、予算のみならず金融、税制の面まで含めまして広い支援的な措置を行うことによ

りまして合併促進を図りたいと考えております。○一井淳治君 私は、合併というものは手続的に非常に面倒だし、森林組合の方々が本当に合併しようという、合併のメリットを考えて、やろうという気持ちを持たないと大儀でやらないと思うんです。

こういうようなメニュー、新しい特別対策事業をおつくりで、これをお進めいただくわけですから、これは大いにやっていただいで、展開していただいで、合併の指導をお願いしたい、その機運を醸成していただきたいというふうに思いますけれども、これをある程度やってみて、できない場合には思い切つて、例えば幾つかの森林組合が一緒になつて林道をつくる場合はもう二千万とか三千万上げますとか、あるいは合併をして新しい林業機械を導入する場合には三千万でも出してあげますとか、そんな何か思い切つたことをやらないと合併できぬのじゃないかというふうな感じもいたします。

そういったことも御記憶いただきながら、進捗状況によつてはさらに強力な合併対策事業を打ち出していただきまして、ただ合併の必要がないものを無理やりにしてもいいけませんし、適切な合併事業を推進していただくよう要望しておきたいというふうに思います。

それから、この場をおかりいたしまして、場外馬券売り場の関係について質問をさせていただきます。

日本中央競馬会の行っております場外馬券売り場の新設につきましては農林水産大臣の承認が必要となつております。その要件として吉岡答申というのがございまして、地域社会の調整、すなわち地元の同意が必要であるということになっております。また平成元年六月の衆議院での請願の採択を受けまして、平成二年七月二日に農水省の次官通達によりまして、この地元の同意については十分な配慮をするようにという強い通達による御指導があったわけでございます。この地元の同意が何としてでも必要だという農水省のお立場は

今後不変であるのかどうか、そのあたりについてまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(赤保谷明正君) 競馬の健全な発展を図るためには、やはり地元の住民の方々の理解が必要不可欠であると思います。それで、これまでも一般的には場外馬券場が町村に設置をされる場合にはその町村長の同意、それから市などの場合にも一般的には関係する町内会長の同意の有無をもちまして、それぞれ地元の調整が図られたかどうかという判断材料として取り扱っていただいております。今申し上げました地元との調整が整っていることが必要不可欠であると考えておりまして、町内会の同意というものは必要であるという考え方に変わりはございません。

○一井淳治君 ただいまの御説明によりまして、地元の同意というものが要件として必要だ、そして岡山市のような市の場合は、その同意というものは町内会長の同意である、そういうふうにお伺いしたわけでございすけれども、この岡山市内で最近問題になつております新福地内での場外馬券売り場を推進する業者の方々は、かつては地元の町内会の同意があるんだというふうに言われまして推進を図つてこられた経過がございます。

これは農水省の方ではごらんになっていないと思ひますけれども、新福町につきましては六十二年一月ごろの、豊浜町につきましては六十二年三月ごろの地元町内会長の同意があるんだということと、これまで場外馬券売り場の承認を求めようと思つて運動を進めてこられたという経緯がございす。この六十二年の二つの同意があったかどうかは、これは別にきょうのテーマではございせんけれども、仮にそういう同意があったとした場合、それから非常に長時間たつておりますし、また、その後社会情勢の変化もあることでございすから、今後新福地区で場外馬券売り場の新設の承認申請をするに際しての同意とすれば、その昭和六十二年の古い同意というものは地元の同意としては有効ではない、そんなものは地元の

同意があったとは言えないというふうに私は考えるわけでございすけれども、農水省はどのような御判断でございすでしょうか。

○政府委員(赤保谷明正君) ただいまお話のございました岡山市の新福町の場外馬券売り場につきましては、日本中央競馬会から、平成二年の五月二十二日付で設置を断念する、設置断念を関係方面に通知したという報告を受けておりますので、その時点でこの件についての同意は消滅しているものと理解をいたしております。

○一井淳治君 この岡山市の場外馬券売り場の問題につきましては、問題点は、町内会というものが一つじゃなくて二つ、自称も含めまして二つの町内会があるというふうな混乱した状況にあることと、それからまた、推進する方々が、例えば市会議員を買収されるとか、あるいは農水省の指導を聞かないで建築を強行されるとか、非常に強引なことが行われておつたという過去の事実がございまして、それからまた、学校内で子供たちが反目するような、地域での非常な騒動でないいろいろな情勢が出てきておるわけでございす。

したがって、今後この問題で、農水省の御指導によつて一応混乱は回避できたんですけれども、再び地元の混乱が起きてはいけませんので、日本中央競馬会に対しまして適切な指導をしていただきたいというふうに思ひますけれども、いかがでございすでしょうか。

○政府委員(赤保谷明正君) 岡山の場外馬券売り場につきましては、平成二年五月二十二日の設置断念の経緯から見まして、日本中央競馬会に対して十分慎重に対応するよう指導をしてまいりたいと存じております。

○一井淳治君 次に、きょう中央競馬会の方に御足労を賜つておりますけれども、参考人に対して質問をさせていただきますというふうに思ひます。

岡山市の市議会で、去る三月の二十三日に表町商店街連盟などから出されまして、日本中央競馬会の場外馬券売り場を新福地区と表町地区の二カ所

に併設する、それについて理解を求めるという請願が出まして、これを三月二十三日に岡山市議会が採択をしたということがございました。このような新しい動きでございまして、この新たな動きに日本中央競馬会は、何か関係といいますか、つながりがあるのかどうか、その点についてまずお伺いしたいと思います。

○参考人(渡邊五郎君) ただいま御指摘のございました岡山市議会場で場外発売所に関する請願が採択されたということは、私も新聞紙上等で知っただけでございます。本件については、私も中央競馬会としては何らかかわりはございせん。

○一井淳治君 そうしたら、日本中央競馬会は平成二年五月の公文書で、農水省それから岡山市長さんその他の関係者に対して馬券売り場の設置を断念するという通告をなさったわけでございまして、それで、今回の動きとの関係でございまして、けれども、そういった公文書が出たことも十分配慮していただき、そのときの決断の重要性ということについてもお考えいただきまして、そういう立場に立ちますとそう容易に態度変更はできないだろうというふうに私は考えますけれども、この新福地区での場外馬券売り場の新設ということについては、これまでの日本中央競馬会の断念するというお考えに変わりはないのかどうか、そのあたりについてお尋ねをしたいと存じます。

○参考人(渡邊五郎君) 先ほど来お話が出ておりますように、平成二年五月に、岡山市の新福町場外につきまして断念する旨、公文書をおもちまして農林水産省、岡山市長その他関係者に御通知をいたしております。したがって、本件につきまして日本中央競馬会といたしましての姿勢は変わっておりません。

○一井淳治君 今後、過去のいきさつを考えますと、過去のいろんな状況があったことを考えますと、中央競馬会を引き込もうといういろいろな画策もあろうかというふうに心配いたします。そして、これに巻き込まれて地域に混乱を起すようなこと

とがあると非常に困りますので、そういったことがないようにしていただきたいというふうに思います。農水省からもそのような指導がなされているんじゃないかと思えますけれども、そのあたりについてはいかがな御所見でございましょうか。

○参考人(渡邊五郎君) 先ほど申しましたように、地元の状況等につきましては、私も十分に知っておりますが、ただいまの御意見も参考にさせていただきます。場外発売所の設置につきましては、これまでも農林水産省の御指導を受けてまいっておりますのでございまして、御指摘の件については、従来の経緯もこれあり、監督官庁の御指導のもと慎重に対処する所存でござい

○一井淳治君 どうもきょうはありがとうございました。

次に、林業で働く作業員の方の賃金の問題についてちよつとここでお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

これは、国有林について民間に発注する場合、あるいは監督下にある森林開発公社が民間に発注する場合という限定をした上で質問でございまして、現場で作業を発注する場合には、労働災害が起らないようにするために、労働安全に関する法律に従って必要な対策費を工事費の中に参入すべきである。これは当然のことでございますけれども、その点についてはいかがでござい

○政府委員(小澤普照君) 労働安全、大変重要な問題でございまして。林業関係の発注事業というのは各種ございまして。治山事業、林道事業、造林事業ということでございまして、土木の事業につきましては安全費を積算しておるわけでござい

○一井淳治君 今後、過去のいきさつを考えますと、過去のいろんな状況があったことを考えますと、中央競馬会を引き込もうといういろいろな画策もあろうかというふうに心配いたします。そして、これに巻き込まれて地域に混乱を起すようなこと

それからもう一つ、作業の実態上の安全を確保する観点から、林地、これは傾斜地で仕事を行っておりますために、傾斜地に対応した作業工程の補整ということをはとんどの地域で行っているところでございますけれども、今後作業の実態というものを踏まえまして、適切な工程ということで、これを念頭に置きまして対処してまいりたいと考えておるところでござい

○一井淳治君 植林の場合についてお尋ねをしたわけですが、傾斜が四十度以上という急傾斜の場合に限って質問するわけでございまして、労働安全衛生規則によりまして、そういった場合には、縦方向で二メートル以上の高さがある場合にはロープを使うとかあるいはネットを張りなさいというふうになつておるわけでござい

そういう急傾斜のところには植林をするかどうか。植林をしないというのが一つの利口な方法であると思えますけれども、しかし、そういうところに植林をする場合には、これはもう労働安全衛生規則を守つていただいて、ネットを張るかあるいはロープをつないで作業をする。そうすると、ネットを張つたりする手間賃もかかりますし、またロープをつけて作業なんかしていると労働能率が半分以上になつてしまふから大変コストが高くなると思ひます。そういったことも考慮して、不利なことになるんですが、しかし四十度以上の傾斜地で植林をやらせる場合には、それをやらな

○政府委員(小澤普照君) 先生御指摘のように、労働安全衛生規則によりまして、いわゆる墜落等

による危険の防止という観点から、高所あるいは傾斜地につきまして安全措置を講ずるよう指示されておるところでござい

○一井淳治君 そうすると、四十度以上の急傾斜地で植林をする場合には、安全対策をした上で植林をするという御方針とお聞きしていいですね。

○一井淳治君 まあ、作業をしない方が私は利口だと思ひますけれども、する場合には事故が起るんですね。事故が起つたらその森林組合の組合長さんが検察庁へ呼ばれて押られるわけですね。そして、どうしてロープを張つていなかったと言われるわけ

金もネットの代金も工賃に入っていないわけですから、非常に窮地に陥るわけで、今後そういうところを作業される場合は、必ずロープやネットの代金や、あるいは作業の能率が落ちるわけですから、その能率が落ちた前提で植林一本当たりの労賃を高くするとか、それから、あるいはネットを張るとすればネットを張る時間や手間がかかるわけですから、その手間賃も配慮していただくように要望いたします。その点は大丈夫ですね、そうなります。

○政府委員(小澤普照君) 今の御指摘は作業工程の判断の問題にもなります。先ほども申し上げましたように、適正な工程につきまして考慮してまいりたいと考えております。

○委員長(永田良雄君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時二十五分まで休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後一時二十六分開会

○委員長(永田良雄君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案、森林組合併助成法の一部を改正する法律案、以上両案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○猪熊重二君 最初に、松くい虫被害対策特別措置法について伺います。

各種の被害対策が法案に盛り込まれているわけですが、その中でいわゆる特別防除、空中薬剤散布による防除についてだけ限定してお伺いします。

まず、この空中薬剤散布の効果について伺います。

空中薬剤散布というのは、結局はマツノマダラカミキリ、いわゆる松くい虫を殺すというところの方法ということになるわけですが、その調査結果について農水省の方から、死亡昆虫の拾い取り調

査をした、その調査をしたのは国立林業試験場で、調査した範囲は九百平方メートル、幅二メートル、長さ四百五十メートルの路面で拾い取り調査をした、一カ月半の期間で四十四頭の松くい虫を採取したというふうなことが報告されていますが、この調査はいつ、どこでやったのか、またこの調査は農水省とどういう関係にあるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(小澤普照君) お答えいたします。

先生の今御指摘の調査は、林野庁が委託をして行ったというものではございませんが、国立林業試験場、これは現在森林総合研究所というふうな改組をしておりますが、この研究所自体がみずから実施したものであります。

なお、調査の日時、場所でございますけれども、一九七九年六月九日から七月二十三日にわたって茨城県基崎町において行ったものでございます。

○猪熊重二君 それで、この調査結果はそうすると林野庁が直接関与しているわけじゃないということですが、この調査結果等は公表されているんでしょうか。それからまた、この調査結果に対して林野庁としてはどのような所見をお持ちなんですか。

○政府委員(小澤普照君) 本調査結果につきましては、第三十一回の日本林学会関東支部大会で報告し、またさらに「森林防疫」という雑誌に論文が掲載されているところでございます。

なお、林野庁といたしましては、この調査につきましては、私どもの機関でございますから、信頼に足る調査であると考えております。

○猪熊重二君 農水省あるいは林野庁自体ではこの空中散布の後の松くい虫の死滅状況というものを調査したことはないんでしょうか。

○政府委員(小澤普照君) ございません。

○猪熊重二君 そうすると、林野庁としての死滅状況の調査は全くない。しかも、今の調査というのも、七九年というもう十三年前に国立林業試験場というところがやったことになるわけ

ですが、調査する必要性というふうなことは考えていないんですか。

○政府委員(小澤普照君) まず、調査した機関が農林水産省、林野庁の組織の一環でございますし、また松くい虫はこの研究機関、さらには育種組織あるいはまた行政部局が連携して一体となつてやっておりますというところでございます。

それから、年数はたつておりますけれども、年数がたつて変化するものでもないという判断もございまして、これらの調査につきまして改めて特別に調査したいとは考えておらないところでございます。

○猪熊重二君 そうすると、民間団体でこの空中散布の後で果たして松くい虫がどれだけ死んでいのかというふうなことを調査したということが報告されているわけです。

福島県の「いわき空中散布を考える会」というところが、平成二年の六月と七月の二回、空中散布の直後に松くい虫の死滅状況を調査した結果が、死亡昆虫が六月には二千五百九十三匹いた、七月には八百五十七匹いた、しかし、松くい虫は六月も七月もゼロであったという調査結果が発表になっておりますが、この調査結果を聞いて知っておりますか。

○政府委員(小澤普照君) 今、先生の御質問でございましてけれども、私どもとしては、福島県にございまして「いわき空中散布を考える会」の調査については承知しております。しかしながら、山梨県にございまして「きれいな水を守る県民の会」の調査については、拾い取り調査をした死亡昆虫にマツノマダラカミキリは含まれていなかったとの報告がされてきたことは聞いております。

○猪熊重二君 今、長官おっしゃったように、山梨県の「きれいな水を守る県民の会」という団体が、平成三年六月、同じように空中散布後の松くい虫の死滅状況の調査をしたその結果によれば、死亡昆虫は千九百八十六匹いたけれども、松くい虫はゼロだったという結果が報告されているわけ

です。この調査結果の報告は、こちらの山梨県の方の調査結果の報告は林野庁としても御存じだということですが、十三年前に先ほどの国立林業試験場でやったというのと四十四匹はいったというけれども、今の二つの団体がやったのだと、ほかの昆虫は二千匹近くも、あるいは二千匹以上も死んでいるけれども、松くい虫は一つもいなかったと、こういうような調査結果もあるわけなんです。

空中散布というのは、松くい虫を殺すための防除方法なんですから、多くにはまだいたけれども、後は松くい虫が死んでいくか死んでないかは知らぬ、あるいは調べる必要もないというふうなことと思いますが、もう一度そういう調査をやらないかという理由をお伺いしたい。

特に、何度も申し上げますけれども、これだけの費用と手間をかけて、あるいは環境破壊とか言われながらやっていると、その結果というものは、先ほどの一井先生じゃないけれども、松くい虫を殺すことのためにやっていると、本当に死んだか生きてるか調べなかつたら全く無意味だと思ふんです。いかがですか。

○政府委員(小澤普照君) 確かに薬剤により松くい虫を殺すことはございまして、要は、松くい虫被害の防除が目的でございますので、したがって、いろいろと各団体等での調査結果等につきまして、私ども関心は持っておりますけれども、ただ、その効果調査そのものを怠っているというところはございまして、これにつきましては、森林総合研究所におきまして調査研究に加えて、都道府県も通じまして実地に幅広く効果調査というものも行っているわけでございますから、この辺の御理解賜りたいと思うわけでございます。

○猪熊重二君 いや、それこそ、さっきの一井さんの話じゃないけれども、もう少しはっきり言ってもらわなければならない。なぜかというところ、いろんなことを効果判定いろいろやっているという、それはわかりますよ、いろんな効果判定のことはこの

参考資料にも書いてあるから。ただ、今私が質問しているのは、松くい虫を殺すために空中散布して、それでその散布した結果として薬剤のついてる松の葉っぱを食えば松くい虫は死ぬというところでやっているんだから、死んだとすれば死骸があるはずなんです、消えちゃうわけじゃないんだから。その調査をなぜしないのか。それこそが空中散布の効果を判定するための一番直接的な方法じゃありませんか。それをなぜやらないのか。しかも、十三年前に試験場がやったというところで、それ以後は全然やってないとしたら、本当に松くい虫が農薬散布によって死んでいるんだか生きてるんだかわからないんじゃないですか。松くい虫の死滅調査をやっているんですかやらないんですか。

○政府委員(小澤普照君) 先ほども申し上げましたが、死滅調査というものはやっておられないわけではございません。なぜかと申しますと、確かに薬剤を散布して、これが松の木に付着しますと、そこへカミキリムシが飛んでまいるわけでございますけれども、そこで薬剤が松くい虫に付着いたしますが、これは私どもが得ている知見では、そこで即死するわけではなくて、何日かかかるというケースもあるようです。そうしますと、それがほかに移動するということもありまして、あるいはまたほかの鳥等に食べられるということもあり得るわけでございます。ですから、この調査を徹底いたすということは大変なエネルギーを要するものであるということにもなるわけでございます。また同時に、私も最近いろいろ研究いたしておりますけれども、聞きましてのところでは、すぐ死なないまでもマツノマダラカミキリの食欲は急速に減退するということも言われているわけでございます。

○猪熊重二君 長官、あなた何かいっている空理空論を言っておられるけれども、松くい虫はどこかへ飛んで行って、そっちへ行つて、そっちの違うところへ行つて死んだかもしれないとかどうとかいふようなことをおっしゃるけれども、もしそうだとすれば、このところまで来たやつで向こうへ行つて死んだとすれば、向こうでまたやつがこつちへ来て死ぬかもしれないよ。そんなあなた冗談みたいなことではだめなんですか。

それで、またこれはお金がかかるというけれども、先ほどの資料の中にもある、要するにどのくらい率で被害が発生するかなんという調査、こんな調査を一生懸命やっているけれども、これだつて随分金がかかるでしょう。広いところの範囲やつて、全体の松を、健全な松とそれから今度は病気になる松を調べるなんてどこかにありましたね。あんな調査なんて随分金がかかるじゃないですか。そんなもの、あなた、行つて、落つていてるか落つてないか、ある広さ決めて松くい虫がいるかないか見るだけだからそんな費用かかりやせん。そういうことじゃなくて、本当にこの空中散布の効果があるかないかを直接的に明確に証明できるのは、松くい虫が死んでいるか死んでないかの調査なんです。

大臣、こういう松くい虫が本当に死んでいるか死んでないかというふうなことの調査を含めて、客観的な第三者機関による効果測定というものについてどうお考えになりますか。そういうことをやるということをお考えになりますか。

○国務大臣(田名部重雄君) 一度死んでいるというのを確認しているわけですから、後は同じ薬であれば十分これで退治できる、こういうことでやっているんだらうと思ひます。

調査も、それはやっていただいても結構ですが、いずれにしても死んでいるかどうかの確認さえできれば、何匹だったかとかというのは余りこだわらないでやらせていただきたい、そう思ひます。これは大変だろうと思うんですね。何回も調査してどのくらい死んだかというのを拾って歩くというのも大変な仕事だと思ひます。いずれにし

ても、この薬剤が本当に殺す効果がある、こういう確信があればこの方法でやらせていただきたい、こう思ひます。

○猪熊重二君 大臣、そんなことをおっしゃっているようじゃどうしようもないと思ひます。だつて、先ほど申し上げた二つの民間団体は、別に松くい虫がいらないようにしないようにいつて調査したわけじゃないんです。調査してみたらいなかったというんです。それで、あなた、そんなに金かかるわけじゃない、民間団体がやっているんですから。それで、この空中散布には総額にして年間四十億も金かけているんだから、その結果として本当にそういう効果があったかないか調べてみるといふのは当然のことだろうと思ひます。今の大臣のお話だと、十三年前にやった、やつた結果死んでいないことがわかつているからそれでいいんだと言つても、去年とおとしと二つの民間団体がやつたら全然ないと言つています。もう少し謙虚に、客観的な第三者機関によつて本当にこれで松くい虫が死ぬのか死なないのかというのを調査するべきだと思ひますが、これはまた、今の大臣それ以上お答えにならぬだろうから、それはそれとしておきまして、この空中散布の経費についてお伺ひしたい。

平成三年度の予算で見ると、民有林に対する松くい虫の被害対策予算が、国の予算が四十四億四千四百万円、このうち空中散布の費用が二十二億五千四百万円、五〇%を超えているんです。この防除予算の中の半分を超えているんです。で、これに対してまたほぼ同額の金額を地方団体が負担しているということになりますから、空中散布には年間四十五億も金をかけているんです。それで、この空中散布によつてどれだけの地域をやっているかというところ、九万ヘクタールを薬剤散布しているところ。しかし、五十六万ヘクタールのうちの九万ヘクタールを空中散布するについて、今のような四十五億も金のがかかっているわけなんです。この空中散布にかかる、国の予算の方で言えば二十二億五千四百万円、地方を合算すると今

申し上げたように四十五億円。これは大体どんなところほどの程度使われるんですか。

○政府委員(小澤普照君) 平成三年度予算では、被害区域面積五十五万ヘクタールのうち特別防除で今九万ヘクタールという御指摘ございました。このほかどういふような防除をやっているかといひますと、薬剤につきましては、地上散布で行うものが一万ヘクタールございます。それから伐倒駆除で二十一万ヘクタール。それから、さらに特別伐倒駆除が十三万ヘクタール。それから樹種転換で十萬ヘクタール。このようなことで総合的に対応しているところでございます。

○猪熊重二君 私が今聞いたのは、空中散布の二十二億五千四百万円の支出の项目的な内訳はどうですかと伺つたんです。

○政府委員(小澤普照君) これは、二十二億につきましては特別防除ということですから、費目的には一本であると思つております。

○猪熊重二君 要するに、この二十二億の空中散布の金のうち半分は農薬代、半分はヘリコプターのチャーター料と、こういうようなお話なんですよ。私が伺いたいののは、そんなに薬が高いいかなというところ、そんなにヘリコプターのお金つて高いいかなということなんです。

要するに、国と地方を合わせれば四十五億円かけている、年間に。随分高い薬をまいているんだか、あるいはヘリコプターのチャーター料というのがどのくらいか知らぬけれども、この薬代が半分、ヘリコプター代が半分というところの価格の相当性というふうなところについては林野庁はどういう所見を持っておられるんですか。

○政府委員(小澤普照君) 予算の内容の分析でございますが、確かにこの二十二億のうち、内容を分けると、薬剤費が約四五%、それから航空機の費用が四五%、その他一〇%ということになつております。これを別の観点から見ますと、ヘクタール当たりにいたしますと四万二千円程度と見ているわけでございます。

それで、これが高いか安いかわいいうようなこと

になりますと、これはいろいろ見方があると思えますけれども、私もひとついましては、松林を保全するためにこれだけの経費が航空機防除によつてはかかりますが、通常、今一ヘクタールの森林を造成するというになりますとやはり大変なお金がかかるわけでございますから、そのような意味合いからすれば、最も効果的なコストで防除をしているというように考えているところでございます。

○猪熊重二君 いや、私はヘリコプターを雇ったことないから値段は知らないんです。それから農薬の値段も知らないけれども、いかにもお金が高いから、この価格の相当性、妥当性について林野庁としてどんな関心を持って、どんな検討をしているんですかというのを伺いたんです。

まあ、今のような答弁じゃよくわからぬけれども、時間がないから先へ進みます。

先ほど谷本先生からも人体に対する空中散布の影響についていろいろお話がありました。私もこの点について非常な関心を持つものですが、人体に対する影響調査それ自体を林野庁でしていることはありますか。

○政府委員(小澤普照君) 人体に対する影響調査そのものでは実施しておりません。

○猪熊重二君 林野庁としては、何かいろいろ昆虫がどうかとかあるいは植物がどうかとか、環境調査やつたということの調査結果は参考資料に出ているけれども、人体に対する影響調査というのをやつたというのが、調査結果も出ていないし、何えややらないかというのを伺います。

なぜやらないのかということをお伺いしますが、民間団体の調査によれば、先ほど谷本先生がおっしゃったように、広島県の廿日市市というところの調査も出ていますし、それから広島県教職員組合の「公害と教育」という雑誌に掲載されたアンケート調査結果もあるわけです。で、谷本先生も御存じだし、私も読ませていただいている。こういう民間団体の調査によれば、散布後に異常を訴えるという人が二〇%、三〇%いるという事実

が一方において報告されている、民間団体によつて。しかし、林野庁としては、全然人体に対する影響調査をしてもいいし、する気もあるのかどうか知らぬけれども、どうしてしないんですか。それから、今後する気はあるんですか。

○政府委員(小澤普照君) 直接の調査をしない理由を申し上げます。

この特別防除に使用しております農薬は、農薬取締法に基づきまして毒性試験成績等により安全性が確認されているものでございまして、また、定められた使用方法に従って使用すれば人体に悪影響を及ぼすことがないという判断に立ちまして直接の調査はいたしておりません。しかしながら、一方で、先生が今御指摘ありました例えば広島県の例でございますが、これは政府機関ではございせんが、アンケート調査のことも聞いております。

そこで、今後このような民間団体その他の調査結果等があれば、私もそれはそれにつきましてはその把握に努めたいと思っておりますし、なお、今後は地方自治体等に対応窓口も設けますから、そこでのいろいろ実際の対応はさせていただきます。このように考えております。

○猪熊重二君 今、長官のお話の中で一言非常にすばらしいことをおっしゃっているんです。今後は自治体にそういう民間団体からの意見聴取とか、まあ苦情ということもあるでしょうが、そういうもののいろいろ誠実に対応する機関を設置するというように承ったんです。今まではともかく民間団体がいろいろ調査して持つていっても、そんなものはおまえたがやつたことで、役所の方はあずかり知らぬということではほとんど相手にしていないというふうな苦情があるわけです。そうすると、今後はそういう機関を設けて、都合がいい調査結果だろが都合が悪い調査結果だろが、ともかく各種団体と誠実にその調査内容等についても検討する方針だというふうに承つてよろしいわけですか。

○政府委員(小澤普照君) 各地域の方々なりある

いは関係する方々は大変関心も高いと思えますから、そしてまた、そこから得られる情報等、これは内容的には各種あると思えます。ですから、内容によりまして、医学的なものもあるでしょうし、それから私も研究機関でやっているような科学的なものもございましょうし、いろいろあると思えますが、それぞれのまた専門分野の方ともそういう内容についてはよく相談するようにしたいと思えますが、いずれにしても、受け付けるところを決めておかないといけませんので、県なり地方自治体にそういう窓口を設置したいということでございます。

○猪熊重二君 この松くい虫の最後に大臣にお伺いしておきますが、これも先ほど谷本先生からのお話があったんですけれども、要するに空中散布に対する散布の基準というものを農水省が決めている。ところが、それが現場においては厳密に実行されているということでもないということについて、群馬県、滋賀県、鳥取県の行政監察事務所からそれぞれの地方自治体にいろいろな報告がされている。農水省として、自分がつくつた空中散布に関する基準がどのように遵守されているかについて、今後そういうことのないようにどう処置していくつもりか、大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(田名部匡省君) この特別防除の実施に当たっては、環境保全の配慮などを基本方針に定めまして、その適切な実施を図られるように今までもやってきてはおりますが、いろいろな御意見ありますので、改正法の施行に当たっては、都府県を初め地域の特別防除の実施者の段階までこの趣旨が徹底されるように、担当者会議等あらゆる機会を通じて指導してまいりたい、こう思っております。

○猪熊重二君 以上で松くい虫に関する質問を終わります。

次に、森林組合合併助成法に関連してお伺いします。

平成二年度の数字で言うと、森林組合の組織率

は、森林所有者と組合員の比率、あるいは組合員の所有している森林面積の全所有森林面積に対する割合とか、この辺はどうなっておりますか。

(委員長退席、理事鎌田要人君着席)

○政府委員(小澤普照君) 林野庁が調査を実施しております森林組合統計によつてこれを見ますと、平成二年度におきます森林組合員数は約百七十五万人ございまして、これは地区内の森林所有者数の五二%ということでございます。このようものが組織率といえますか加入率というふうに言えると思えます。

○猪熊重二君 面積の方はどうですか。

○政府委員(小澤普照君) 面積につきましては、組合員の所有森林面積は約千五百三十三万ヘクタールでございますが、これは地区内の県有林を除きまして民有林面積の七四%に相当しております。

○猪熊重二君 そうすると、森林所有者の五二%は組合員だけれども、四八%は森林組合とは別個で森林組合に加入していないという状況、また、その組合員の所有する森林の面積は全森林面積に對し七四%、こういうことになる、人的構成の面においても、その組合員の所有する面積の比率においても非常に不十分ではなからうかと思うんです。まして今後、森林を流域管理システムによつて保全培養していくというときに、組合に入っていない人が半数近く、また、組合員でない人の面積が二六%もあるというところ食いだらけみたいなことになつてやつて、やつていくのに非常に支障を来すんじゃないかと思えますが、この辺に対してはどんな所見をお持ちなんですか。

○政府委員(小澤普照君) 森林では七四%の加入でございまして、所有者からいくと五二%という割合が低いのではないかとこのことが考えられるわけでございます。で、この所有規模の小さな方々について、林業経営に対する意欲を高めていただく必要もございまして、それから最近是不在村森林所有者がふえているということもございまして、したがって、今後は組合の合併促進とも

あわせまして加入率も高めたいと考えておりますけれども、いずれにいたしましても森林組合の組織や経営基盤が脆弱でございますと、加入をしたという森林所有者側からの意欲はなかなか高まらないということもございいますから、各般の施策を講じまして加入率も高め、実際に森林の整備、活性化が図られるようにやってまいりたいというのが私どもの考えでございます。

○猪熊重二君 質問通告してありましたけれども、ちよつと飛ばします。

従前の森林組合の合併の状況を見ても、合併助成法に基づいて合併した組合と、それからこの法律の規定によらない全く任意の合併というものがあつたわけです。統計の細かい数字は申し上げませんが、この合併法によらない任意の合併が合併設立総数の四、五割あるわけです。これは数字は申し上げませんが、林野庁は当然おわかりなんです。

そうすると、昭和三十八年から平成三年までのおよそ三十七年間で、合併助成法という法律があるけれども、その法律によつて合併した組合と、その法律とは無関係におれたち合併しようというところで合併したのと、任意の合併が四、五割ある。法による合併は逆に言えば五、六割である。この状況はどうしてこういうことになつてゐるのかということと林野庁はどう判断してゐるんですか。

○政府委員(小澤普照君) 確かに両方のものがあるわけでございますけれども、最近の第四期の合併状況について見ますと、平成三年の十二月三十一日までの実績では、百八十一組合が参加して五十七の合併組合が設立されております。この中で助成法の適用に基づいてゐるものは、百十四組合が参加して三十三の合併組合、合併実績全体に対してはその割合は六割ということになつております。それで、残りの四割ということでございますけれども、これらが合併した主な理由は、合併後の森林組合の組合員経営森林面積、あるいは払い込み済みの出資総額、常勤役員数のいずれか

が認定基準に満たなかつたことによるということでございますから、基準に満たないものの合併につきましては、これはやつていただくということでは前進であるというように受けとめております。

○猪熊重二君 そうすると、この合併助成法によつて合併したのが今の期間中、昭和六十二年から平成三年までで三十三組合がある。で、この法によらない任意の合併が二十四組合あるということ、その理由は合併基準に満たないようなところがいわゆる任意の合併である、こういう今の長官のお話でした。

そうすると、合併基準がきついたためにこの助成法による合併ができないという状況があるにもかかわらず、今般、合併基準をさらに格上げしようということはどういうことなんでしょうかということをお伺いしたい。というのは、現行の施行令第二条によれば、認定基準としては組合員経営面積の合計が一万ヘクタール以上、出資総額が二千万円以上、常勤役員が七名以上というふうになつてゐるわけなんです。これを、今般この基準をさらにきつくて、組合員の経営面積の合計は一万ヘクタールから一万五千ヘクタールにかき上げ、出資総額は二千万円から三千万円に格上げ、常勤役員数の数を七人以上を十人以上に格上げと、こういうふうな基準を格上げしたら、ますます落ちこぼれが多くなつて、合併助成法に基づく合併ができないで、結局任意に合併せざるを得ないという組合が多くなつてゐるということになつて、むしろ現在のせつかく法律があるにもかかわらず、法律によらない合併というものがこれだけあるのに、さらに基準をきつくることによつてもっとふえるんじゃないかなあかと思つてゐます。その辺はどういうお考えでやつておられるわけですか。

○政府委員(小澤普照君) 確かに基準に満たないものもあるわけでありまして、しかしながら、合併して事業規模等を増大させることが活性化につながると考えております。

さてそこで、今後の認定の基準にしたいと考えております数値を先生が今御指摘されましたが、

私どもは、これを決めていきます判断材料といたしましては、先ほど申し上げました第四期において認定を受けて合併した三十三組合、これらの規模との比較を考へてゐるわけでございます。

ことの比較をやつてみますと、面積規模でいきますと次期基準をおおむね一万五千ヘクタール以上としておられるわけでございますが、第四期の合併実績で見ますと平均二万一千ヘクタールとなつておりまして、これを若干下回る数字を基準にしたいというようにも考へております。その他払い込み出資総額あるいは常勤役員数等を見ましても、いずれも合併実績の平均値よりもある程度低いもので次の基準を決めてまいりたいと思つておりますから、先生御指摘の御懸念でございますけれども、必ずしもその条件が厳し過ぎて合併が進まないのではないかとということではなく、やはりこの程度の規模の合併をしていただいて内容の充実を図つていくべきであると考えているところであります。

○猪熊重二君 この合併助成法による助成措置についてお伺いします。

合併助成法の五条には、合併した組合に対し、施設改良あるいは造成あるいは取得費用等もしくは指導の経費、項目はそういうふうな項目になつてゐるわけですが、こういうことを実質的に補助することができると規定してあります。この合併助成法五条の助成措置というものは現在どうなつてますか。

○政府委員(小澤普照君) 森林組合合併助成法第五条の規定というのは二点ございまして、合併後の組合による施設の統合整備に要する経費、それからもう一つは都道府県による指導経費について予算の範囲内において補助金を交付することができると規定してゐるわけでございます。これらの規定に基づきます助成措置はいずれも第一期、これは昭和三十八年度から四十二年にかけて行われた合併でございますが、このケースにのみ講じられておりまして、現在はこの規定による補助金の交付は行われておりません。

○猪熊重二君 そうすると、昭和四十二年まではこの五条の補助がなされていたけれども、それから以降は補助していないということは、補助の必要性がなくなつたということでしょうか。

○政府委員(小澤普照君) この点につきましては、森林組合合併助成法制定時の状況でございますが、助成措置の理由でございますが、これを考へてみますと、立法当時は旧市町村単位の脆弱な組合が三分の二を占めておりまして、事業活動の基盤になる施設を自分の力で整備することは極めて困難であると考えられましたために、合併に伴う施設の統合整備に当たりまして、施設の改良や取得等を補助対象としたという考え方がまたございまして。

それから指導経費の補助につきましても、旧市町村単位の森林組合を市町村単位に統合することを目標に合併が推進されたために、合併参加組合数が大変多数に上つたということもございまして、指導経費につきましても予算措置を行つたということもございまして、それ以降につきましては昭和三十九年度以降の林業構造改善事業等各種の森林組合強化策による対応が可能となりまして、当面特に予算措置の必要がないと考えられたこと等によりまして、また合併件数も第一期よりは少ないということもございまして、これらの予算措置を講じていなくなつたわけでございます。

しかしながら、予算措置というものは講じないものの、第五条につきましても森林組合をめぐります状況が大きく変化いたしました場合には、法律補助に対する予算措置の必要性が生ずることもあり得ますので、第五条の規定との関連におきまして、第一条の目的規定、これにつきましてもは存続するものと考へておるところでございます。

○猪熊重二君 今、長官がおっしゃつたのは非常に重要な問題なんです。なぜかというところ、この合併助成法の五条による補助は今必要がなくなつたという趣旨なんです。もし、この五条の補助が必要ないんだとすれば、この合併助成法そのものが

必要ないんです。なぜかという、この合併助成法の一条の「目的」によれば、「この法律は、」森林組合の合併についての援助、合併後の森林組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、森林組合の合併の促進を図ることを目的とする。」ということになっているんです。ところが、必要な助成は要らないんだ、補助金は要らないんだということになると、わざわざこの法律をつくって、森林組合合併助成法というその助成の必要がないと言ふんですから、この法律自体が必要なくなってしまうんじゃないですか。

しかも、昭和四十三年から今日まで二十数年間全然補助がないというんだから、法五条の補助がなくていいんだとしたらこの法律は要らないことになるんです。この法五条を指定するために一条から四条まであつてこの法律はできているんです。この辺はどう考えているのか。

○政府委員(小澤普照君) 合併助成法第五条に基づきます予算措置、確かに現在講じておられないところでありまされども、私どもとしては将来ともその必要性が消滅したというようには考えておりません。したがって、第一条の目的規定につきましても、当面第五条の予算措置は講じないということではありますけれども、状況変化に対応する必要性というものが生ずることもあり得るわけでございますので、これらの規定は存続すべきものと考えております。

○猪熊重二君 あなた、そんなこと言うけれども、二十数年間一銭も助成していないで、今後助成する必要があるかもしれないからこの条文はあつた方がいい、したがってこの法律はあつた方がいいなんて言つたって、二十何年間もやってないんです。これからいつやるか、三十年先にやるのか、百年先にそういう必要性が生ずるのか知らぬけれども、生じるんなら生じたときに法律を制定すりゃいいんであつて、何も意味のない法律をいつまでも置いておく必要は何もないんじゃないか。

しかも、これが重要なことは、この合併助成法

五条の助成措置を講じないでいて、反面において予算補助でそれにかかわるようなものを、それを含めてもつと全般的に補助金を出して助成しているんです。そのことが問題なんです。合併助成法という法律にこういう助成をすることができると書いてある、そつちはやらないで、それと同じようなことを予算措置でやるということは、この法律を実質的に無視して、行政が独断でやっていることと同じことなんです。

要するに、この合併助成法によれば、こういう要件に合致した人には補助金出しますよと言つていふんです。ところが、そういう法律による合併とは無関係に合併した、あるいは合併しない単なる森林組合に対しても予算措置で補助をしているというところは、せっかく法が予想していることと全く別個なことを行政の裁量でやっていることになる。

例え話で言えば、この間も林野庁の人が来たときに言つたんだけれども、試験で八十点以上の成績のいい人には奨学金を出すよという法律がある。ところが、八十点以上とらなくても、ともかく学校へ来ている人にはみんな奨学金出すよと言つたら、点数のいい人には奨学金を出しますよというその法律は無視されているんです、だれにでも出すということになると、それと同じことなんです。そのために、結局この法律が実質的には空洞化しながら、行政措置によつて、予算補助によつてカバーされている。こういう状況は甚だ不適切だと思ひます。

大臣、合併助成法に基づく助成措置が要らないんならばこの法律をやめるべきだし、この法律に基づく助成をやつてもなおかつ足りないという部分についての予算補助ならそれは納得できるんだけれども、それをなしにしての予算補助だけで処置しているというこの状況について大臣はどのようなお考えですか。簡単にお答えいただいて終わります。

○理事(鎌田要人君) 小澤長官、まず事務的に説明してください。

○政府委員(小澤普照君) 大臣の前に若干お答えをさせていただきます。この法律の目的は、やはり森林組合の合併につ

きましての援助あるいは合併後の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めておりますが、要するに森林組合の合併を促進して体質強化になるわけでございます。

それで、予算につきましては、今この法律上の補助はしていませんが、ただし、もつと広い意味で、税制の特例措置等、いろいろな形でこの法律の趣旨を生かしまして合併促進になるようにや

つていふようなこともございますので、この辺もぜひ御理解賜りたいと思つていふのでございます。

○理事(鎌田要人君) それでは、最後に田名部大臣。

○田名部大臣(田名部匡吉君) まあいささか問題かなと思ふ法律も、これはなでなくていろいろあると思ひますが、しかし、いづれ合併するための認定を受けるために必要な法律ということで、今はそういうことで使われてないというところがあるかもしれない、中身のことは私はわかりませんが、いづれにしても、何かのときにこれが必要になるという場合もあるでしょうし、別にこれがあ

るために被害をこうむつていふということもなければこのまま生かして置いて、何かのときには使うことではないか、私はそう思ひます。

○林紀子君 私は広島県に住んでおりますが、広島県は松林の面積が全国一で、しかも瀬戸内海沿岸部を中心に松くい虫被害が大変大きい場所だといふことですので、川尻町の野呂山という山の上まで行つて現地調査をしてみたい。県の担当職員の方々や川尻町の町長さんなどにも大変御協力をいただきました。また、筑波にある森林総研で研究者の方々からお話を聞くこともできまし

た。そこで、こうした調査などをもとにいたしまして質問をさせていただきます。まず初めに、この特別措置法が制定されてから

十五年経過した現時点で、これまでの対策をどのように見るのかということですが。

一つの意見として、岩波新書から「日本農業事情」こういう本が出ておりますけれども、この著者の河野修一郎さんという方は、「最も被害の激しかった一九七九年を含む一二年間を「松くい虫防除薬剤」を販売する側にいた者として、その実態、問題点などに触れておきたい。」というふううに述べまして、松くい虫の特別防除について「森林保護を考へるうえできわめて大きな示唆に富む失敗事例だった」と総括しています。つまり、松くい虫の空散事業を十五年延々と続けて、しかも成功しなかつたということをやつていふわけですから、林野庁はこうした現場に携わつた著者の意見、どのように受けとめていらつしやいますでしょうか。

○政府委員(小澤普照君) 今お示しのその本を私も読ませていただいておりますけれども、松くい虫の被害につきましては、やはり昭和四十年代後半から急速に増加してまいりました。五十二年から特別措置法を制定し、対策を実施してまいりましたが、その後はやはり気象上の問題もございまして、爆発的に増加をしたというところもございまして、そのようなときにちやうどこの特別措置法も制定されたために、私どもとしては鋭意その防除に努めてまいつたということがあつてございます。

現在ピーク時の四割水準というところで、一定の成果を上げてきたというように評価をいたしておりますけれども、この「日本農業事情」におきましては、五年間で被害を鎮静化できず、十五年を超えても被害は百万立方を超えているという指摘をしておるわけでございますが、これらにつきましては、先ほども申し上げましたような気象上の変化等々あるわけでございますし、全国的な規模に広がつた段階におきましては、やはり防除というものが大変に重要であると考えておりまして、これは森林総合研究所の研究結果でもございまして、これ

ども、急速にむしる被害は増加するであろうということも予測されるわけでございますので、あくまでも被害対策を徹底していくということが重要であると考へております。

○林紀子君 河野さんはこの本の中で、「松の緑を守る方法があつたとするならば、日本列島全体を薬漬けにして守るしかなかったのだが、それが不可能なら空散で松を守るという計算は成り立たなかつたのである。」「薬剤を散布すれば害虫は必ず撲滅できる、と決めつけることへの警鐘である。」というふうに書いてあるわけですね。

確かに被害地域の中にあつて、空散で緑を守っているという松林もある、そのことは私も川尻町野呂山で実際見てまいりました。しかし、じや空散によつてこの川尻町全体、野呂山全体の松枯れを鎮静化させることができたかというところ、そうでなかつたということも事実であるということも同時に見てまいりました。空散という防除技術の持つ限界を示していると思ひます。空散実施量が減少しているというのもそのためではないかと思ひますが、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(小澤普照君) 昭和五十二年に制定されましたこの特別措置法が必要な効果と結びついているというふうに考へますが、要するにすべてのところでももちろん空散をやるわけでもございせん。むしろ被害森林の一部について空散をやつております。しかし、これはそこを徹底防除によりあくまで松林を守るといふ基本があるからでございまして、重点的な防除を行っているのもそのためでございます。

そして、ほかの森林も森林としての機能をやはり発揮してもらわなければいけないということ、総合的な対策も講じてまいりますけれども、それからなお、松くい虫の被害対策といひましても特別防除のみならず、今までも申し上げておりますように、伐倒駆除、樹種転換等を含めまして総合施策を実施するというところでございまして、御指摘の著書に見られるような批判が必ずしも当を得たものではないというふうに考へてい

ところでありま

○林紀子君 次に、環境庁にお伺ひしたいと思うわけですが。

今回の法律改正に当たり、環境庁は林野庁に対して申し入れをしているということですが、それはどういう内容のものかというのを聞かせてください。

○説明員(高橋進君) 環境庁といひましては、特別防除等の松くい虫の被害対策の実施に当たりましては、自然環境あるいは生活環境の保全にも配慮をいたしまして、慎重に実施される必要があるというふうな考へておるところでございます。

このため、今回の改正に当たりまして、自然環境保全地域の野生動物植物保護地区あるいは国立・国定公園及びその鳥獣保護区の特別保護地区を特別防除の対象としないことなどにつきまして、引き続きまして基本方針により定めるようにお願いしてまいりたいと思ひます。

○林紀子君 また、環境庁では日本自然保護協会に委託して、松くい虫被害対策として実施される特別防除が自然生態系に与える影響評価に関する研究、こういうものを行つたというふうな聞いておりますが、どうしてこういう研究を行つたのか、そしてその結論はどういうものか、これもお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(高橋進君) お尋ねの環境庁の調査についてでございますけれども、松林の生態系につきましては多種多様なタイプがございまして、その特性につきましては不明な点も多いため、この調査をいたしました。このため、松林生態系の基礎的な情報を整備いたすということと、自然環境に對して土壌動物を主体にいたしまして調査をしたところでございます。

この結果でございますが、農業散布の影響につきましてははつきりいたしませんでした。むしろ、森林の環境変化により影響が大きいということなどが判明したところでございまして、○林紀子君 こうした申し入れや研究成果を受け

て、林野庁はどのように法案改正やまた基本方針の中に反映させているのかというのを教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(小澤普照君) 特別防除につきましては、従来から環境庁とも意見調整を十分に図つてまいつておりますが、この中で貴重な野生動物植物の生育地でございますとか自然環境保全法によりまして、野生動物植物保護地区等に存する松林におきましては、特別防除を実施しないこととしていなど、これらは基本方針にも明確にいたしまして、環境に對する影響に配慮しているところであり、今後もそのようにやつてまいる所存でございます。

○林紀子君 環境に對して配慮をするというお話もありましたけれども、先ほど来質問がございましてたけれども、人体への影響、それについてはどういう調査をしているのかということでは先ほどお答えがございました。農業が安全であるから、また定められた使用方法で使用すればよいから、それは調査をしていないというたしかお答えだつたと思うわけですが。

私は広島に住んでおりまして、先ほど来引用がありましたが、広島県の教職員組合「公害と教育」分科会というところで大変大がかりなアンケートをされていまして、そのことを注目いたしました。私も読ませていただきました。人体への影響というところは、一九八八年の場合、小中学生一万五千二百三十人にアンケートを行い、一万三十六人から回答を得ている。去年、一九九一年にはさらにこれを広げて、十六市町の八十一校の学校の生徒についてアンケート調査を行い、二万三千二百五十人からアンケートを得ているというところではかなり大きな対象の調査ではないかと思つたわけですね。そして、その結果、三三％に当たる答えが影響がある、被害があつたと訴えている。

これは複数回答ですので、実数で言うところと一％ぐらゐの子供が目がちかちかしたり吐き気がしたりということも含めて影響があつたと答えている。これは八八年の場合ですが、そして去年の九

一年の場合には、実数一二％の子供たちが被害を訴えている。しかも、この被害の状況といひますのは、ゼロから五百メートルのところでの空中散布を受けたという子供たちの被害率が非常に高い。低いのは三千メートルから四千メートルで、周辺に行くほど低くなつていっているというふうな書かれていまして、そういう意味ではこれはなかなか実態に即した実情を反映しているアンケートではないかと思つたわけですが、これについてはどういふふうにお考へになつていらつしやいますでしょうか。

○政府委員(小澤普照君) 広島県の教職員組合が行いましたアンケート調査につきましては私どもも聞いているところでございますが、ただ、これにつきましては、特別防除の実施に伴ひまして、今、先生がお話しされましたような学校の児童生徒に健康被害が生じたと言われている、このことは承知しているわけでございまして。しかし、私どもは広島県の方からは、学校そのものからは被害の報告を受けていないというふうに聞いておるわけでございます。

しかしながら、今後この防除というものを実施していく場合には、この危被害等の把握ということが大変重要でございますから、今後私どもとしては、特別防除を実施いたします地方自治体等が地域住民との対応窓口を設けて、防除についての周知徹底を図つて被害の発生状況の把握にも一層努めるように指導してまいらる考へております。

○林紀子君 私は、今その窓口を設けて地方自治体の方からそういう声も聞くというお話を聞いたので、それはそれでいいわけですが、今までも十五年間これを続けてきてそういうものがあったということがあつて不思議なわけですね。これだけのアンケートで、かなり説得力のあるところ、事実、即したものがはつきりしているにもかかわらず、これが県の方からこちらに一切届いていないという、そのことが非常に大きな問題ではないかと思つたわけですが。

私も、この質問に先立ちまして、実際どういう被害があったかというお話を聞かせていただきましたら、お答えは、蚕とかミツバチとかエビとかそれから車の塗装に影響があったというようなお話は聞いていますけれども、人体への被害というのは一切聞いてない、届け出がないというふうに聞いたわけですね。そのところが一番問題なんじゃないかと思うわけですね。

基本方針にも、これは第三の四の(2)というところを拝見いたしましたら、「特別防除の実施により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに当該地区の特別防除を中止し、その原因の究明に努めるとともに、適切な事後措置を講ずるものとする。」というふうに書いてあるわけですね。でも、それが上がってこない、わからぬ、知らなかったということでは、この「適切な事後措置」もできないし「原因の究明」もすることができないということじゃなかったかと思うわけですね。

ですから、今後も地方自治体の窓口にそういうものを設けて把握に努めるということですけども、十五年間どうしてそれをしなかったのかということについても一度聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(小澤善昭君) いろいろとその防除に伴います被害発生については、私どもは状況の把握には十分努めているところでございまして、そのような内容を見ますと被害件数というのは大変低下をしたわけでございます。最近では全国で年間四件というような数字もあるわけでございまして、しかしながら、こういう情報なりあるいは被害の状況というのがやはり正確に早く手に入りませんと対応もしにくいところもございまして、今までの状況では私ども被害は大変に減ってきているという認識をしておりますけれども、しかしながら、今後ともいろいろな影響というものを考えますときには、これらの情報の把握あるいは対処につきましては、この防除が円滑に地域の理解を

得て行われるようにいたすことが重要と考えておりますので、今後とも適切に対処してまいりたいと考えておるところでございまして。

○林紀子君 私は森林総研に行きまして、この松くい虫の原因というのがマツノザイセンチュウというのがある、そしてマツノマダラカミキリというのがある、そしてマツノザイセンチュウというのがその運び屋であるというお話を聞きまして、やはりこれを突きとめるための科学的な御努力というのは大変なものだったなというのを非常に感じたわけですね。ですけれども、その後の対応というのが、今お聞きしましたように大変科学的でなかったというふうな印象があります。ですから、そういう意味では、今お答えのありましたように、きちんと事実を把握する、事実に基づいて対処もしていく、そのことをきちんと守っていただきたいというふうな印象があります。

次に、予算の問題をお聞きしたいと思っておりますけれども、国の予算額はこの五年間だけでも年々減少しているわけですね。そして補助率も行政改革の名のもとにカットされてきている。そのために自治体負担が大変増加しているのではないかと感じますけれども、それはいかがでしょうか。

○政府委員(小澤善昭君) 確かに最近、国及び地方公共団体の財政状況並びに行革審の答申などを踏まえまして、高率補助の公共事業と同様、この関係予算につきましても暫定措置といたしまして六十一年度に適用された補助率が適用されているところでございます。これに対する負担増の問題でございますけれども、地方財政における負担増につきましては、地方交付税の特別交付税におきまして措置されていると私も承知しているわけでございますから、予算措置につきましても必要なもの全体として措置されているという理解をしておりますのでございまして。

○林紀子君 今回の改正で、特別防除の限定化で被害の先端地域、特に東北地方などでは、国や道府県が行う防除面積が減って、逆に市町村や森林所有者が行う防除面積というのはいふえらんじやないかと思いますが、それはいかがですか。

○政府委員(小澤善昭君) 今回の被害の拡大防止松林の範囲の見直しでございまして、松くい虫被害対策特別措置法等に基づきまして、被害量が四割水準に減少してきている、あるいはまた、被害地域の著しい拡大というのものは停止しつつあるということ。しかしながら、依然として保全すべき松林やその周辺に感染源が残存しております。これを踏まえまして、防除の必要性の高い地域において都道府県知事等が重点的な実施をいたしますために、そしてこの防除が効果を発揮するという観点から新しい対応を考えているわけでございます。

この場合に、この地域の松林の保存等のために、都道府県実施計画の対象とならない松林で被害対策を講ずべき松林につきましては、地区実施計画の対象とする考えでございます。これらのことと地域を重点的かつ効果的な実施ということとで今後処理してまいりたいと考えております。

○林紀子君 最後に、大臣にお伺いしたいと思っておりますけれども、前回、前々回の改正の際、松林保全懇談会の一員であった西口親雄さんという東北大学助教授の方が、ここに「森林保護から生態系保護へ」という本を持ってまいりましたけれども、この著書の中で次のように述べています。

「もとも根本的なことであるが、日本のマツノザイセンチュウ病は、次第に二次性病害にもどつて、松枯れにたいしては、特別措置法ではなく、恒久法で対応すべきとききている。それは、薬剤による対応ではなく、松林管理のあり方、さらにいうならば、日本の里山管理のありべき姿を示すものでなくてはならない。このように書いてあるわけですから、この根本的な考え方、「根本的なこと」というふうにおっしゃっていることについて、大臣はどういうふうにお考えになりますでしょうか。」

○國務大臣(田名部匡省君) もともとこの特別措置法というのは、異常な被害に対処して松くい虫の防除に当たるといふことで制定されたわけであ

りますから、昔からあったわけではなかったものですが、それからいろいろな措置をとった。松そのものは、燃料にしたり適当な時期に切つて利用しておるといふときはこういうことはなかったのかな、こう思います。

木でも人でも年輪を重ねると病気になるがちなわけですね。これはリンゴの木でもそうでありまして、やっぱり余り古くなりますとどうしても樹体病気がかかるというところで、そういうことはかつては切つたものですからなかったと思うんですが、しかし、今はそういうことではありません。いざいざしても、この被害はピーク時に比べると減少いたしておりますが、まだ百万立米ほど残っておりますので、この特別措置法に基づいて対策が必要であるということをお願いをいたしておるわけでありまして。

〔理事 鎌田要人君退席、委員長着席〕

しかしながら、松ばかりではありませんが、木の枯れるというのは、手入れが不足しているとか、あるいは酸性雨、環境の悪化、いろいろな要因があると思えます。森林の手入れ等はやつていかなきゃならぬ、こう思っています。思いますが、これまた広大な森林の手入れがどれほどできるかというところになると、集中的にやらなきゃならぬところをやるといふ以外に、今度の場合もそういう作戦に方向を転換して、そして対策を立てようというところで、今こうして審議をいただいておりますのであります。

○井上哲夫君 私どもも松くい虫被害対策特別措置法について御質問をしたいと思っております。

実は、この松くい虫被害対策特別措置法、これは既に最初の措置法制定以来二回にわたつて延長がなされてきたというところでございまして、私が所属する連合参議院の場合は、過去に閣議をしておりませんので、初めてこの法案に直面をしたわけでございます。

私どもでもこの問題について議論をいたしましたところ、非常に小さな法案と言つては語弊があるんですが、この特別措置法についてはかんか

んがくぐの激論が延々と続きまして、最終的には今回は賛成をするという結論に達しましたけれども、非常に強い反対といえますか、もしくは、具体的に言えば空中散布についてなぜとめることができないのか、しばらくそれをやめた方がいいんじゃないかというような、そういう強い反対の意見もありました。

そこで、私は、やはりこの法案については、守られるべき利益といえますか、法益が生活環境あるいは自然環境、一方守られるべき法益も、森林といえますか、森林のまさに環境と環境がぶつつかっている、そういう法案の中身であるということ、そこら大変素朴な疑問をもとに御質問をしてみたいと思っております。

まず一番最初に、この空中散布の予算について、先ほど猪熊委員から御質問と中身の回答がありました、過去五年間におけるこの防除予算、とりわけ空中散布にかかる予算、そしてこの予算の執行内容についてお尋ねをいたします。

○政府委員(小澤普照君) お答えいたします。

特別防除の予算につきましては、昭和六十二年度から申し上げますと二十六億円ということで、対象面積は十万ヘクタールでございます。六十三年度が同様には二十五億円で十万ヘクタール、平成元年度におきましては二十五億円で九万九千ヘクタールでございますが、さらに平成二年度は二十四億円、九万三千ヘクタール、平成三年度は二十三億円の予算で八万三千ヘクタールの実績となっております。

○井上哲夫君 実際に空中散布というのは、殺虫剤が空から舞って落ちてくる、こういうふうな素人から見ると、これは恐ろしいという受けとめ方をするわけですが、実は私、一つ疑問なのは、水田ですね、稲作で水田に殺虫剤をヘリコプターでまいてみえる。これは鹿児島といいますが、南から北に稲作の作付の時期につれながら、かなりまとまった水田であれば殺虫剤ではなくて殺菌剤でしようけれども、それをヘリコプターで空中散布する。これは時期的に暖かい南の国から東北、北

海道までずれ込みがありますから、ヘリコプターでまくスケジュールからいってもうまいぐあいにいく。

この松くい虫の特別防除の空中散布の場合には、そのような散布時期の相違が、さつき一井委員がおっしゃいましたが、憎き虫をお殺し、そのためには最も効果のあるときにまかなきゃいかぬというその問題を前提にして、きれいに地域的にまく時期がずれるのかどうか。もしそれがうまくいかないといえれば、世上反対派の一部が言っているにすぎないと言われる、本当にまくべきときに、まかなければいけない場所が最小限度をまいていくかどうかということが怪しいぞという、そういう議論とまたぶつかってしまっているのではないかと。その点について、全く素朴な疑問でございますが、お尋ねをしたいと思います。

○政府委員(小澤普照君) やはり気象条件、気候というふうなものとも絡んでおりまして、ある程度の幅はございます。やはり南と北では時期も異なりますが、同時にまた、ある一定の地域におきましても羽化脱出する時期を考慮して散布を行いますけれども、ある程度の幅もあるということになっております。実際に実施しておりますので、年間八万ヘクタールでございますとか九万ヘクタールという面積でございますから、航空機の使用上、そちらの方からの支障があつて適期に実施できないというところは聞いておりません。むしろ各地域における羽化脱出の時期を適切に把握いたしまして、その中でやってまいるといふことでござい

ますが、その羽化脱出の時期も予測精度はかなり高まっておりますけれども、まあ一週間程度はずれることもございますが、これは薬効の能力の範囲の中で処理できるというように考えて実施しているところでございます。

○井上哲夫君 同じことですが、それでは、この松くい虫の防除のための薬剤空中散布の時期と水田の稲作への殺菌剤の空中散布とは重なり合うようなことはないのでございますか、時期的に。

○政府委員(小澤普照君) ちょっと水田の方は直

接の所管外でございますが、的確な御説明ができるかどうかかわかりませんが、実態上はヘリコプターの使用ということになりますので、そのところについては具体的にそれぞれ支障がないように調整を行うことになっておりまして、支障は生じていないと判断をしております。

○井上哲夫君 まあ、世間ではいいますか、反対派の一部の人はいろいろおっしゃってみえる。その中には、果たして薬も本当に開発改良された薬剤なのかどうか、あるいはヘリコプターのスケジュールを確保するのは至難のわざである、したがって適正な時期にまくということとはなかなか容易なことではないというふうなことを聞くわけでございます。これは一部の人の声と私もそう受けとめておりますが、問題はこういう素朴な疑問に對して、今私が予算の額と執行状況をお聞きしたのは、すべて予算どおり完全執行されるということとまく時期のそういうデリケートな問題はどのように調整できるのだろうか。とりわけ最近、民間会社のヘリコプターはよく落ちて、それはよく落ちてというんじやない、よく落ちてというふうなことを言う人がおるということでございますが、大変なスケジュールの調整の中にあるというふうなことを言う人が多いということをお聞きすると、その辺の反対を言われる人たちの御批判に對してどのように受けとめられてみえますか。

○政府委員(小澤普照君) 私どもも適正な防除が行われるということが必要だと考えておりますけれども、確かにヘリコプターにつきましても雨が降ればその日は飛ばないということもあるわけでございます。したがって、そのところをどの程度の弾力的に行えるかということに私どもも関心を持っております。でございますけれども、この問題につきましましては、私どもは通常二回散布というのをやっておるわけでございますが、一回の散布でおおむね薬の有効期間は三週間と見ておるわけでございます。二回ままして六週間、六週間の中で効力を発揮するようにということを考えているわけでございますから、若干の羽化脱出の

時期がずれた場合、あるいはヘリコプターの使用が日程調整の都合で一日、二日ずれるということ、その中で十分対応できるということをやつてまいっておりますわけでございますけれども、実態が円滑にいつているのかどうかという御質問というように受けとめまして、ぜひまた後日先生にも現地等を御視察もいただければ幸いと考えております。

○井上哲夫君 そこで、私は何を考えてこういうことを聞いているかといえますと、やはりこういう素朴な疑問というものは一番耳を傾けなければならぬ。だとすれば、私に言わせれば、いろいろ問題が多いと言われながら、なおかつ森林を守るためには必要なんだと言ふからには、そして延長、延長と十五年やってきて、理解を得られない人たちはそんなに効果がないならやめるとまでひどいことを言われておるということを前提にしますと、実は空中散布の実施の時期、実施の内容、あるいは実施後の生活環境あるいは自然環境への影響など、あらゆる農水省が持っている資料を本当ならば国民の前に全部出すべきではないだろうか。それをやらないうと、隠せば隠すほどおかしい、おかしいというふうに見られる。その点が、私も所属しておりますが、日本弁護士連合会の今回のこの法案延長の反対を強く出した意見書の根底には、データを出さないものにどうして信用できるんだ、こういう基本的な強い意思があるわけでありまして。

その点についてお尋ねをいたしたいと思うんですが、この日本弁護士会の意見書の中には、今私が申し上げましたデータが、あつて出さないのか、ないから出さないのか、出てこない、こういう意見があります。それに対して私が林野庁の方にお聞きをすると、あるものについて差し支えない範囲で出ております、あるいはデータをとることに専門家の非常に高い精度のデータということになると、それを一々国民に出すということも理解の程度を超える面もあるのか、あるいは専門家の研究対象にもなるということでは出さない

ものもあるという御返事でした。

そこで、私は思うのでございますが、例えば農薬についてデータを出せと言えば、これは利益を上げ、秘密で研究をしている農業会社にとってはめつたやたらにデータを出してもらったら競争会社との兼ね合いで困るとか、あるいは誤解をされて商品のイメージを壊されてしまつては困る、そういう意味でデータを出せない障害になることはあるかと思ひます。しかし、空散の例えば実施予定、現実に実施をした内容、予定はしたけれども実施できなかったこと、さらに実施後の追跡の問題、こういうことについてのデータは隠す必要はほとんどないものばかりではないかと思うのでございますが、その点でいかがでしょうか。

○政府委員（小澤普照君） 日弁連の意見書はいただいております。私どもはこれに對しましては御回答をすべて申し上げております。いろいろとコミュニケーションが不足しておったという感じもございまして、私どもが明確にお答えできる点が私は多かったと思っておりますけれども、今データの問題も指摘が確かにございまして、データも私どもは別に公表をしないとかいうことではなくて、現に必要な専門家に見ただくとかいうことはかなりあるわけでございますから、調査結果につきましても、中央森林審議会ですとか、あるいは都道府県段階の審議会、それから地区推進連絡協議会の場等においては極力公表して参考にしていただいているわけでございます。

あと、例えばこういうのは公表してないのがあるんです。効果調査等を実際の地点を選んでやっておりますけれども、この場所が余り一般に知られてしまいますと、この場所がいろいろ変化してしましますと調査ができなくなるといふようなこともございますから、若干そのような専門の見地から、そこに余り立ち入ってもらうと困るといふようなことはございますけれども、一般的にはデータにつきましては十分公開して対応してまいりたいと考えております。

○井上哲夫君　そこで、もう一つだけお尋ねをし

ますが、先ほど過去五年間の空中散布の特別防除についての予算の額と執行面積を教えていただいたんですが、ことしの予算についてももう計上されているということですが、これから五年間の林野庁の見通しとしては、この空中散布による特別防除の予算というものは、これまでの傾向を見ると少しずつ減ってきておる、面積も減ってきているということですが、今後の傾向についてはどうなんでしょうか。

○政府委員（小澤普照君） 予算といいますのはいろいろな費目で組み立てられておりますので、今、先生がおっしゃいました松くい虫防除予算という項目では実は減少傾向にあるわけでございます。

これは端的に申し上げれば、被害量も減っているからということにもなるわけでございますけれども、ただし、私どもはこれからの松林の整備充実ということも考えますと、この費目の予算だけでは足りないわけでございまして、それ以外の森林整備に関する予算というのを十分に有効に使う必要があると考えておりますから、これらのものをトータルいたしますれば、今後全体としてはさらに内容も充実し増強して、適切な松林の整備、ひいては森林の整備に当たってまいりたいと考えております。

○井上哲夫君 私は、今、質問していること、細かく通告はしてなかったんで大変申しわけないとは思っておるんですが、私は一番望みたいことは、いろいろ問題のあるこの特別防除、とりわけ空中散布については、天気やヘリコプターやいろんな事情でできなかったらもうそれはいい、予算を一〇〇％執行しなきゃいかぬということじゃないんだ、むしろ余ったものは地上散布なり樹幹注入なり、もっともつとお金がかかる防除の方もあるんだから、そちらに回してくれと、こういうふうなことを現場に強く要請していただきたいと思うのでございますが、いかがでしょうか。

○政府委員（小澤普照君） 私どもも予算の適正な執行ということに努めるよう常に心がけているわ

けでございますが、若干実態を申し上げれば、今
防除に対する御熱意も各地域で大変高まってきた
おるわけでございまして、予算につきましては大
変要請の方も多いということで、適正な執行配分
にむしろ苦勞をしつつ実行している状況でござい
ます。まあ、余りましたというようなことはなか
なかないわけでございますけれども、今後とも適
切な防除に努めてまいりたいと思っております。

○井上哲夫君 実は、私はきょうの質問の通告の

ときに、この空中散布についてはいろいろと問題が多いというふうに言われておるんで、散布するについて地元の了解、同意をとるについては、そんなに問題があつて、林野庁がいつもまるで問責の対象のようになるようであるんならば、議会の承認を得て散布するとか、あるいは散布後も地方自治体に追跡モニタリングとかそういうことをやるようにするとか、そういうことはどうなんだろうということを聞きました。林野庁の関係者の方が、それは余りにも理想論で、そんなことではとても実施はできない、むしろ具体的に細かい努力をして万遺漏なきをもつてやつておりますと、こういう御返事で、それはそう言われてみるとあえてそのことを質問してみても思つてやめたわけでございます。

最後に大臣に、これは質問通告しておりませんが、お尋ね——お尋ねというよりも、大臣のツルの一言でもう少しこの空中散布についてこれからより効果がかかるように期待をしてお願ひしたいのでございますが、何度も申し上げておりますように、この問題の資料、データをもつと国民にオープンしていく。一方、またこれは環境の保護なんだ、だから、そう資料を公開しない方がいいと考えるよりも、この問題こそ役所は国民にどんどんどんどん資料開示をしていく、つまり行政機関の持っている情報をどんどんどんどん開示していく。この問題に関しては一番適しているところではなからうかと思うんで、とりわけ空中散布の実施状況、その結果、まあ何匹虫が死んだか、それはもうわからぬことでございますが、できる限り

そういう開示をしていただきたいということを
願ひ申し上げまして、大臣の決意を伺いたいと思
います。

○國務大臣(田名部匡省君) 薬剤散布につきましては、いろいろと御異論のあることも十分承知をいたしております。しかし、各県においては、今、長官の答弁にありましたように、もつとやつてくれ、もつとやつてくれと言われても、予算に限りあるものですから、その対応に追われているという状況でありますし、またデータのこともそうですが、隠しているものは何にもございません、これは。むしろ、こういうパンフレットをつくって皆さんにPRに当たっていただいたりいたしております。どの程度の範囲に出すかという点、結局はこの松の病気に国民が無関心だということで、せっかくデータが出ておつてもそれを見てくれない人もたくさんおるわけです。

ですから、一人一人がみんな松をどうやって守るかということからスタートいたしませんと、薬剤散布にしてもやめろということであれば、じゃ一体どうするか、松がなくなってもいいのかと、こうなりますといういろいろまた論議を呼ぶわけありますから、いずれにしても今度は地域の方々の意見、この地域はやつてはいかぬ、そういうものを十分聞きながら、必要であればどんなデータでもお出しをして、理解していただけるものならば私の方ではお出しをして協力をいただきたい。何にしても、大切な松をどうやって守るかということとでみんなが本当に真剣になって考えていただければ非常に幸いだ、こう思っておりますので、そういう考え方でこれから努力をしてまいりたい、こう思います。

○委員長(永田良雄君) 委員の異動について御報告いたします。

ただいま大塚清次郎君が委員を辞任され、その補欠として下稻葉耕吉君が選任されました。

能にすることは、民主的手続を後退させるもので
す。

第三の理由は、広域合併は、組合員や市町村との連絡の低下、サービスの低下を招くとともに、各市町村の行政の取り組みの不均衡な実施から、組合の運営に複雑さを余儀なくされており、決して組織の強化を導くものではありません。
以上の理由で反対をいたします。

○委員長(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(永田良雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

二 松くい虫防除特別措置法が制定されて以降十五年間に、環境保全への国民的関心が高まってきたことを重視し、可能な限り伐倒除、樹種転換、樹幹注入、天敵利用等の方法を選択し、被害の終息に努めること。今後の制度運用に当たっては、その趣旨が地域の実施者へより一層徹底するよう努力すること。

三 国、都道府県及び市町村は、総合的に被害対策のため地域の自主的な取り組みを促進し、松林の重要性や被害の状況とその防除方法等について地域住民、松林所有者への普及啓発に努めるとともに、その支援に努めること。

四 特別防除については、住宅、宿泊所その他の家屋及び公園、レクリエーション施設その他の利用者の集まる場所の周辺の松林においては、原則として、これを実施しないこと。

五 特別防除の実施に当たっては、地域住民の意見を十分反映できる構成員をもって協議会を開催し、特別防除の必要性、薬剤の安全性、人畜への危害防止、環境への影響について周知徹底を図り、生活環境及び自然環境の保全に留意しつつ慎重に実施すること。

六 特別防除の実施に当たっては、被害状況の把握に努めるとともに、その実施によって被害が発生した場合においては、直ちに特別防除を中止し、その原因究明に努め適切な措置をとることとする。特別防除により被害が生じた場合には、国家賠償法等に基づく円滑な損害補償を行うこと。さらに、薬剤の飛散等が生活環境と自然環境に及ぼす影響について引き続き必要な調査を行うこと。

七 樹種転換については、新たな山造りを進める観点を含め長期的な視点に立つて計画的に行っていくものとし、都道府県、市町村、森林組合等が必要とする予算措置、技術指導及び労働力の確保に努めること。

八 松の枯損メカニズムについて、引き続きその徹底究明に努めるとともに、天敵鳥類の活用による防除の推進を図るほか、誘引剤の利用等、環境保全と調和しやすい新しい防除技術の早期実用化を図ること。また、選抜育種の一層の推進と併せて、バイオテクノロジー等の導入による抵抗性品種の育成及びその供給体制の整備等育種事業の充実に努めること。さらに、松の枯損被害についても、手入不足等による松の不健全化や酸性雨等の影響について調査研究を推進すること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(永田良雄君) ただいまの井上君提出の附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(永田良雄君) 全会一致と認めます。よって、井上君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田名部農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。田名部農林水産大臣。

○国務大臣(田名部農林水産大臣) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(永田良雄君) 次に、森林組合合併助成法の一部を改正する法律案について採決を行います。

○委員長(永田良雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、三上君から発言を求められておりますので、これを許します。三上君。

○委員長(永田良雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(永田良雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(永田良雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(永田良雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(永田良雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(永田良雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(永田良雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(永田良雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(永田良雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(永田良雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(永田良雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○三上隆雄君 私は、ただいま可決されました森林組合合併助成法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、参院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、最近においても我が国森林・林業をめぐる諸情勢が依然として厳しいことにかんがみ、流域林業の中核的担い手としての森林組合の組織経営基盤を強化するため、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 森林組合の合併の促進に当たっては、組合の実態、地域の実情等に基づいた適切な助言、指導を行い、個々の森林組合自体が意欲をもって取り組めるように努めること。

また、森林・林業・林産物を活性化するため、流域を基本単位として、森林整備水準の向上、国産材産地形成等を図る流域管理システムを確立していく上で、森林組合に流域林業の中核的役割を担うことが期待されている。そのため、技術向上等に必要となる教育、指導の推進による技術者の養成に努めるとともに、地域振興のリーダーともなりうる森林組合職員の人材の確保に努めること。

二 林業後継者の育成に資するため、地域社会との連携を強化しつつ、学習研究体制・林業試験研究機関の整備、グループ活動の活性化に努めるとともに、個性と魅力のある地域づくり、都市との交流の促進、その他有効な施策の充実に努めること。

三 林業労働者を確保するため、雇用の安定、労働基準法の完全適用、社会保険への加入促進、福利厚生施設の整備等労働条件の向上、労働安全衛生の確保に努めるとともに、高性能林業機械の導入を図ること。

四 間伐対策については、その緊急性にかんが

み、引き続き森林組合等が行う間伐事業に必要な施設の整備、森林所有者等が共同して行う計画的な間伐の実施、間伐材の需要開発等に努めること。

五 森林災害共済については、対象森林の構成の変化、異常災害の発生、加入率が低いままに推移していること等を考慮し、林業経営の安定化を図るとの観点から、共済加入の拡大と健全な運営を図るとともに、森林国営保険と併せて、長期的展望を踏まえつつ、将来の経営及び仕組みのあり方について引き続き検討を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(永田良雄君) ただいまの三上君提出の附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(永田良雄君) 多数と認めます。よって、三上君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田名部農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。田名部農林水産大臣。

○国務大臣(田名部農林水産大臣) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(永田良雄君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(永田良雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(永田良雄君) 青年農業者就業援助法案を議題といたします。

発議者村沢牧君から趣旨説明を聴取いたします。村沢牧君。

○村沢牧君 私は、ただいま議題となりました日本社会党・護憲共同の提出に係る青年農業者就業援助法案について、提案者を代表いたしまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

御承知のとおり、農業の持つ公益的機能は食糧の安定供給、地域経済の発展と安定化、国土や環境の保全など多岐にわたっており、農業の維持発展は国民が豊かな生活を送る上で不可分の課題であります。

しかしながら、今日の我が国農業は、進展する経済の国際化の中で、国外からの農畜産物の輸入圧力を受ける一方、国内的には農家の生産意欲をそぐ減反政策、低迷する農産物価格などによって農業経営は行き詰まり、将来展望を見出せないまま、過疎化、高齢化、集落の消滅、農地、山林の荒廃などが進み、他の先進諸国には例を見ない農業、農山村の崩壊が進行しております。とりわけ農業後継者不足は深刻であり、このままでは我が国農業はその存立自体が懸念される状況にあります。

農林水産省の調べによると、新規の学卒就農者は一九八〇年は七千人、八五年は四千八百人でありましたが、八九年には二千百人、九〇年には千八百人と、大変な勢いで減少しております。このように農家の子弟が我が国農業の将来に絶望し農業、農村から離れていく一方で、全国農業会議所が設置している新規就農ガイドセンターへの相談件数が設置以来一昨年度までの四年間に六千件にも上っていることからわかれるように、農外から新規の農業参入を希望する青年が潜在的に数多く存在するの事実であります。このような農外からの新規参入希望者や、農業経営を希望する農家の子弟に対して、就業の際の不安材料を少しでも少なくし、そして一人でも多くの青年農業者が定着できる体制を確立することが、我が国農業にとって緊急かつ最重要な課題であることはだれもが認

めるところであります。

以上が、本法案を提出するに至った理由であります。

次に、本法案の主な内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、都道府県がこの法律の定めるところにより青年農業者等に対し青年農業者就業援助資金の貸付事業を行うときは、政府は、都道府県に対し、その事業に必要な資金の四分の三を限度として無利子で貸し付けるものとしております。

青年農業者就業援助資金とは、次の七種類の資金であります。

まず、新規就業修学資金であります。これは、青年農業者が都道府県が行う新規就業研修を受けるために必要な資金を奨学金として無利子で貸し付けるものであり、その限度額は日額三千円としております。この資金には、新規就業研修終了後引き続いて三年間就業すれば返済免除の道が開かれております。

次に、現行の農業改良資金助成法の農業後継者育成資金のうち部門経営開始資金を改組拡充した農業設備等資金であります。これは、青年農業者等が新規就業するに当たり資本の整備を確保するために必要な資金を無利子で貸し付けるものであり、その限度額は一般の青年農業者は千五百万円、農業後継者である青年農業者は千二百万円としております。

次に、農業経営規模拡大資金及び農業経営円滑化資金であります。これらは、青年農業者等が農業経営の規模を拡大するために農用地を取得するのに必要な資金及び一定の融資機関から借り入れた一定の資金の返済資金を、新規就業から二年を経過した青年農業者等に対し低利で貸し付けるものであり、その限度額は、前者は千万円、後者は五百万円としております。

さらに、営農生活援助資金であります。これは、特定の青年農業者に対し、新規就業後の当面の生活を安定させるために必要な資金を低利で貸し付けるものであり、その限度額は二百四十万円とし

ております。

最後に、現行の農業後継者育成資金と同様に、高度経営技術習得資金及び留学研修資金を無利子で貸し付けることとしております。

以上が青年農業者就業援助資金の内容でございます。

第二に、青年農業者に対し都道府県等が行う一定の農業研修に対し、政府がその費用の一部を補助することができるとしております。

第三に、国及び地方公共団体は、青年農業者が近代的な農業経営の担い手として育成されるよう、必要な助言、農用地、住宅の借り受け、取得のあっせん等の援助を行うとともに、必要な研修を受ける機会を提供するように努めるものとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

○委員長(永田良雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

平成四年四月十日印刷

平成四年四月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K